

第2期八雲町 子ども・子育て支援事業計画 【案】

令和元年12月

八 雲 町



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的位置づけ	1
3. 関連計画との関係	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の対象	2
6. 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	4
1. 人口の状況	4
2. 出生の状況	7
3. 世帯の状況	8
4. 女性の就業の状況	9
5. 子育て環境の状況	10
6. アンケート調査結果	15
第3章 第1期計画の実施状況	26
1. 児童数の状況	26
2. 教育・保育事業	27
3. 地域子ども・子育て支援事業	31
第4章 計画の基本的な考え方	38
1. 基本理念	38
2. 基本方針	39
第5章 子ども・子育て支援事業計画	40
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	40
2. 教育・保育提供区域の設定	42
3. 児童人口の推計値	43
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	45
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
6. 教育・保育の一体的提供の推進	54
7. 妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援	55
8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	55

第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進	56
1. 地域における子育ての支援	56
2. 経済的支援の充実	57
3. 母子の健康の確保と増進	58
4. 仕事と子育ての両立支援等	59
5. 児童虐待防止対策の充実	60
6. 子どもの権利を守るための支援	61
7. ひとり親家庭等の自立支援	61
8. 障がい児とその保護者への支援	62
9. 子どもの交通安全を確保するための活動推進	63
第7章 計画の推進に向けて	64
1. 推進体制	64
2. 計画の点検・評価	64
参考資料	65
八雲町子ども・子育て会議条例	65



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改革や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の法的位置づけ

「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村 計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格 特徴	<ul style="list-style-type: none">○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	<ul style="list-style-type: none">○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画○「第2期八雲町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



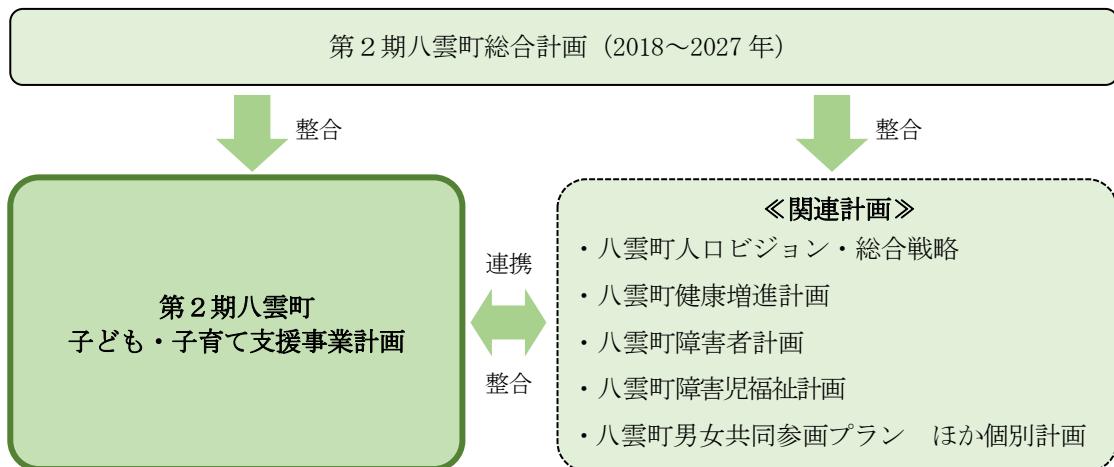
一体的に策定



第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

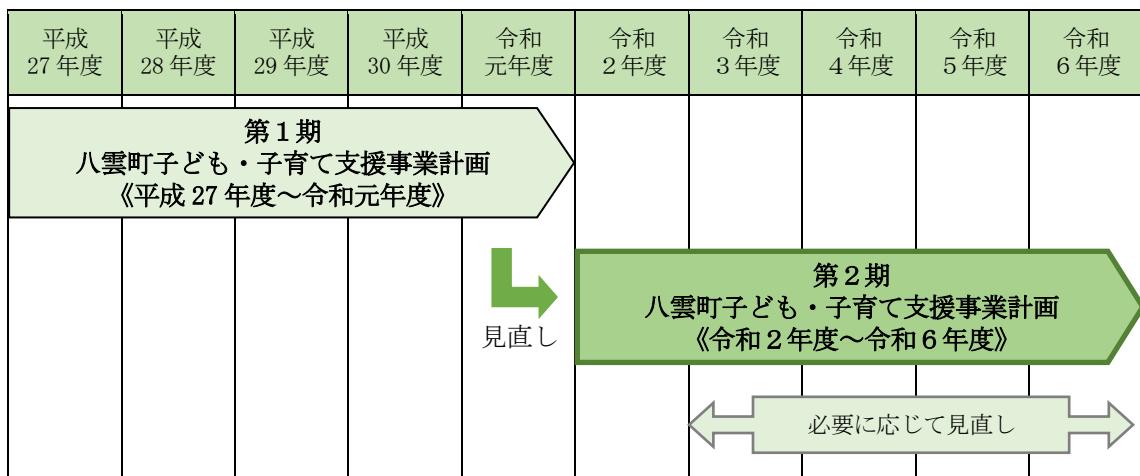
この計画は「第2期八雲町総合計画」を最上位計画とし、八雲町健康増進計画、八雲町障害者計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。



4. 計画の期間

第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

■計画の期間



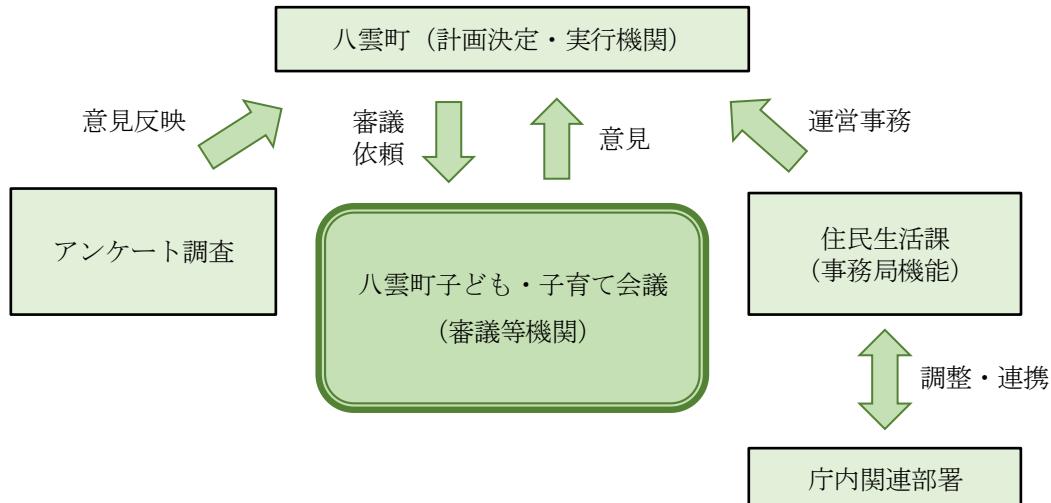
5. 計画の対象

本計画は18歳未満の子どもを対象とし、就学前児童の教育・保育サービス及び小学生の放課後児童対策の需給計画に重点を置くとともに、児童虐待防止や子どもの安全対策など子育てに関する施策も盛り込むものとします。

6. 計画の策定体制

(1) 八雲町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「八雲町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) アンケートの実施

八雲町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

■調査の概要

調査対象	平成30年11月1日現在 八雲町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員 ・就学前児童の保護者：720人（通園児：492人、未通園児：228人） ・小学生の保護者：713人
調査期間	平成30年11月
調査方法	・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校による配布・回収 ・幼稚園、保育所、認定こども園を利用していない就学前児童の保護者は郵送による配布・回収

■回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	720	574	0	574	79.7
小学生の 保護者向け	713	598	1	597	83.7
合計	1,433	1,172	1	1,171	81.7

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口の状況

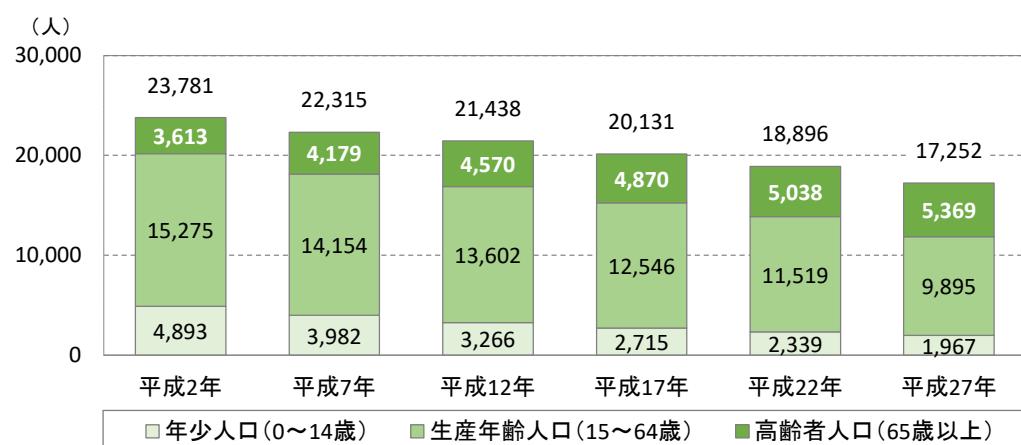
(1) 国勢調査に基づく総人口の推移

国勢調査に基づく本町の総人口は、平成2年の23,781人から減少が続いており、平成27年は17,252人となっています。

年齢3階層別人口をみると、平成2年から年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）とともに減少が続いており、高齢者人口（65歳以上）は増加している状況です。

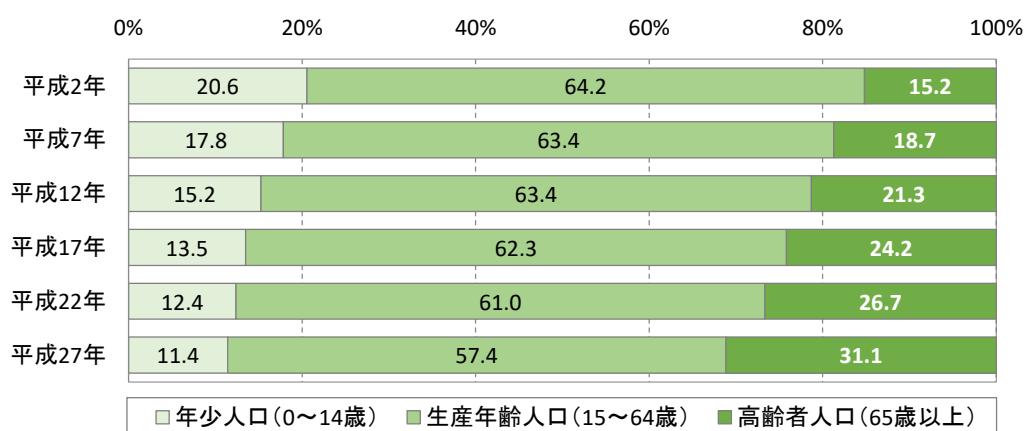
年少人口が総人口に占める割合も減少が続いており、平成2年の20.6%から平成27年には11.4%まで減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（平成12年以前は旧八雲町と旧熊石町の合算値）

■年齢3区分別人口割合の推移



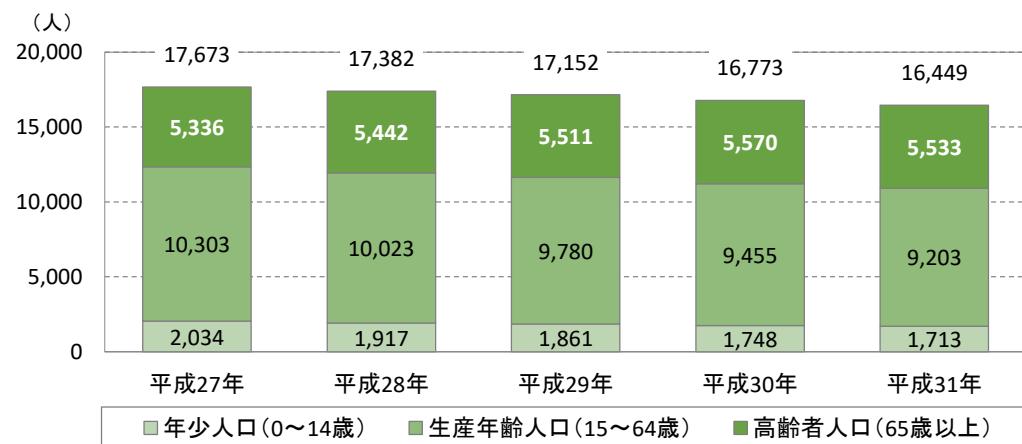
資料：国勢調査（平成12年以前は旧八雲町と旧熊石町の合算値）

(2) 住民基本台帳に基づく総人口の推移

本町の住民基本台帳に基づく総人口は減少が続いている、平成31年は16,449人で平成27年と比べると1,224人、6.9%減少しています。

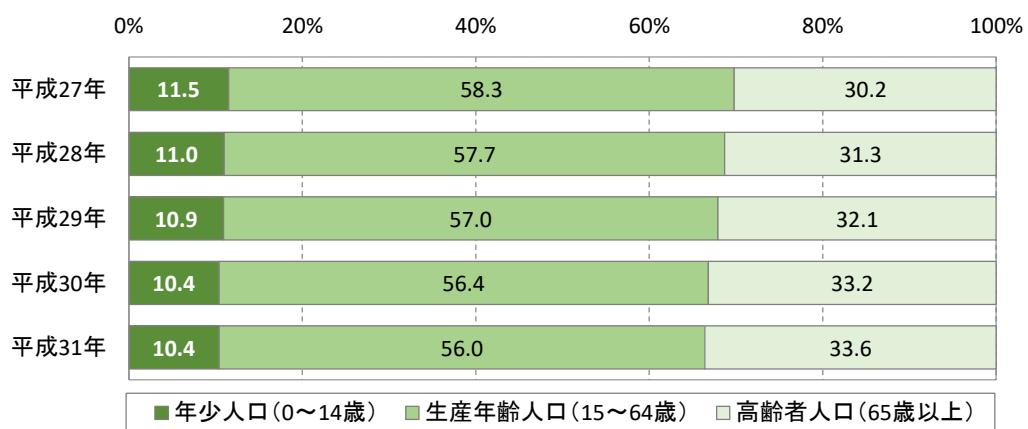
年齢三階層別の人団推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しており、特に年少人口は平成27年の2,034人から平成31年には1,713人となっており、321人（15.8%）減少しています。

■年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



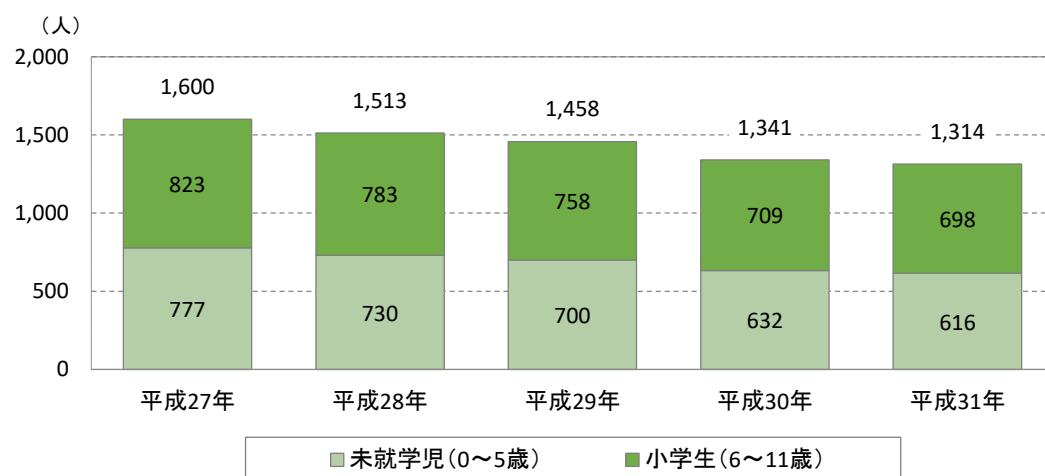
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 児童人口の推移

0～11歳の児童人口の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて減少しており、小学生（6～11歳）は平成27年の823人から平成31年には698人で125人（15.2%）の減少となっております。

また、未就学児（0～5歳）は平成27年の777人から平成31年には616人で161人（20.7%）の減少となっており、小学生よりも減少率が大きい状況です。

■児童（0～11歳）人口の推移



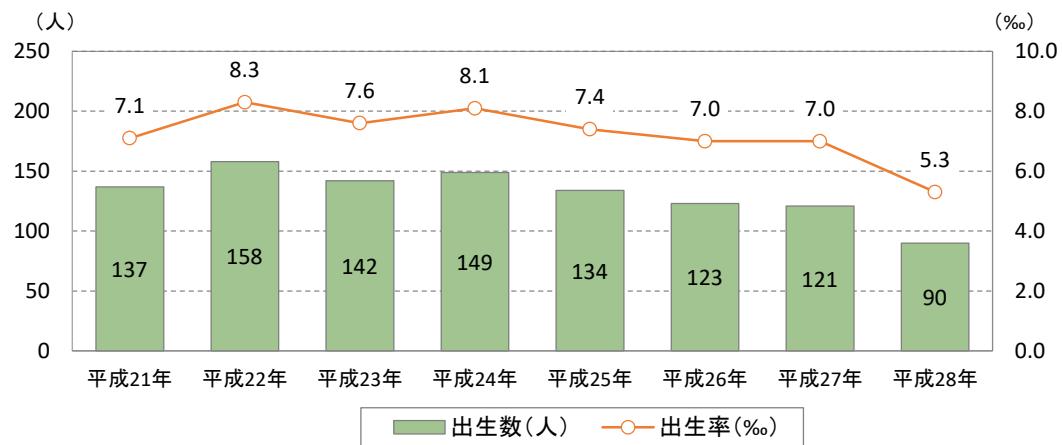
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 出生の状況

(1) 出生数の推移

出生数の推移をみると、年によって増減がありますが全体としては減少傾向にあり、出生率も同様の傾向にあります。

■出生数・出生率の推移

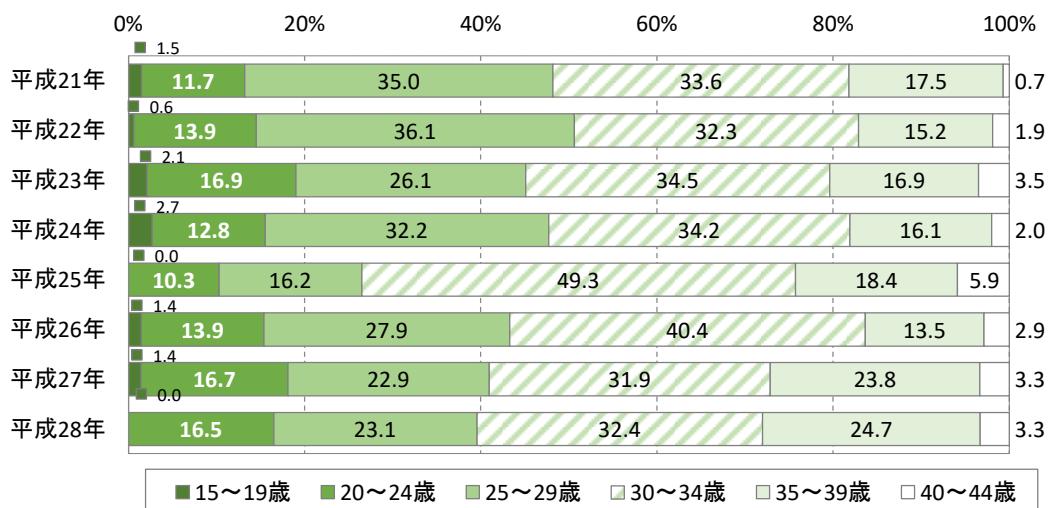


資料：北海道保健統計年報（平成28年分まで公表済み）

(2) 母親の年齢別出産割合

母親の年齢別出産割合は、20歳代で減少傾向がみられる一方、35～39歳で概ね増加しており、出産年齢の高齢化がうかがえます。

■母親の年齢別出産割合



資料：北海道保健統計年報（平成28年分まで公表済み）

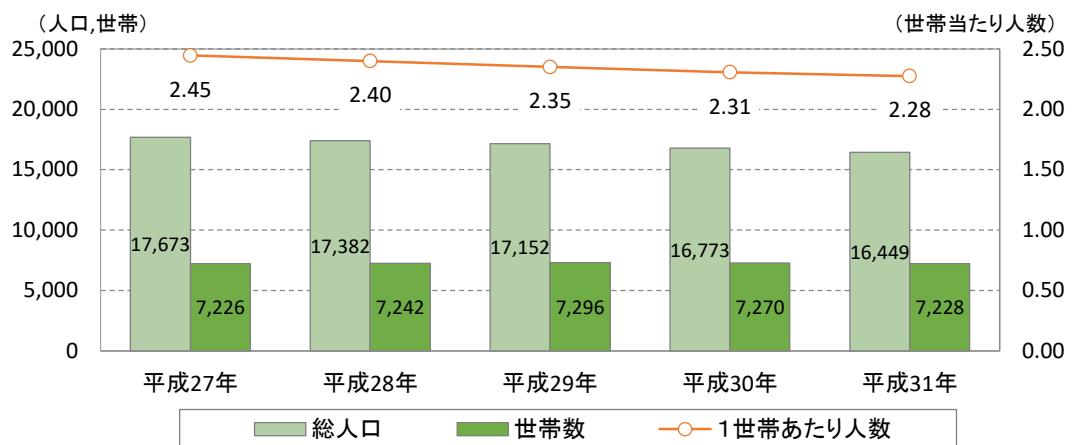
3. 世帯の状況

住民基本台帳による世帯数をみると、平成27年から平成29年にかけてはゆるやかに増加していましたが、平成30年から減少に転じ、平成31年は7,228世帯となっています。

1世帯あたり人員は平成27年の2.45人から平成31年には2.28人となっており、核家族化の進行がうかがえます。

国勢調査から家族類型別世帯数をみると、一般世帯総数のうち18歳未満の児童がいる世帯が減少しています。18歳未満の児童がいる世帯のうち、核家族世帯の割合は増加しており、特にひとり親世帯の割合に増加傾向がみられます。

■世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■家族類型別世帯数の推移（一般世帯数のうち18歳未満の児童がいる世帯）

一般世帯 総数		18歳未満の児童がいる一般世帯										
		総数		核家族世帯				その他の親族世帯				
				二世代（夫婦と18歳未満の子ども）世帯		ひとり親（男親か女親と18歳未満の子ども）世帯		三世代（18歳未満の子どもを含む3つ以上の世代の親族が同居）世帯		三世代世帯以外で18歳未満の子どもがいる世帯		
世帯数（世帯）	率（%）	世帯数（世帯）	率（%）	世帯数（世帯）	率（%）	世帯数（世帯）	率（%）	世帯数（世帯）	率（%）	世帯数（世帯）	率（%）	
平成7年	八雲町	6,329	2,127	33.6	1,360	63.9	159	7.5	448	21.1	160	7.5
	熊石町	1,534	436	28.4	266	61.0	24	5.5	114	26.1	32	7.3
	計	7,863	2,563	32.6	1,626	63.4	183	7.1	562	21.9	192	7.5
平成12年	八雲町	6,591	1,901	28.8	1,262	66.4	153	8.0	338	17.8	148	7.8
	熊石町	1,472	315	21.4	213	67.6	16	5.1	67	21.3	19	6.0
	計	8,063	2,216	27.5	1,475	66.6	169	7.6	405	18.3	167	7.5
平成17年	八雲町	7,981	1,905	23.9	1,234	64.8	194	10.2	300	15.7	177	9.3
平成22年	八雲町	7,843	1,644	21.0	1,056	64.2	199	12.1	214	13.0	175	10.6
平成27年	八雲町	7,495	1,346	18.0	905	67.2	170	12.6	146	10.8	124	9.2

資料：国勢調査（平成17年以降は八雲町と熊石町合併後の世帯）

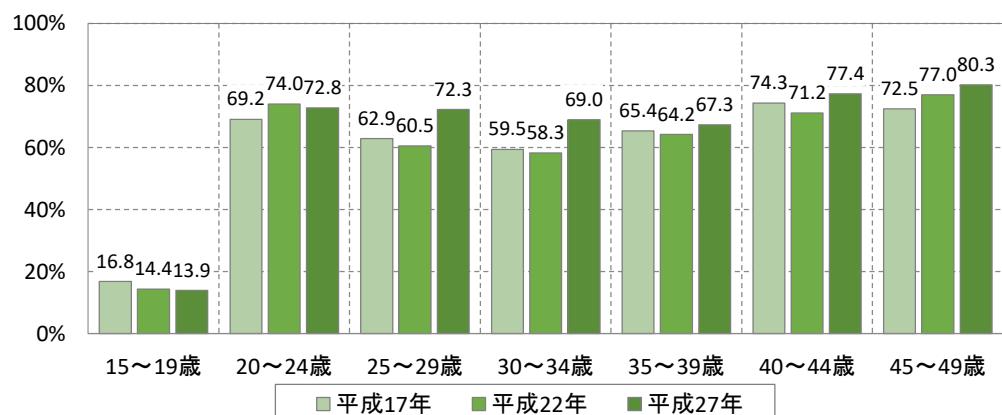
4. 女性の就業の状況

女性の就業率は、一般に学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M字カーブを描くといわれています。

国勢調査に基づく女性の就業率は、35歳前後の年齢で就労率が低くなるM字カーブとなっていますが、平成27年は25歳以上の年齢で就労率が高くなっています、特に25～29歳及び30～34歳で高く、子育て世代の教育・保育環境改善の成果がみられる状況です。

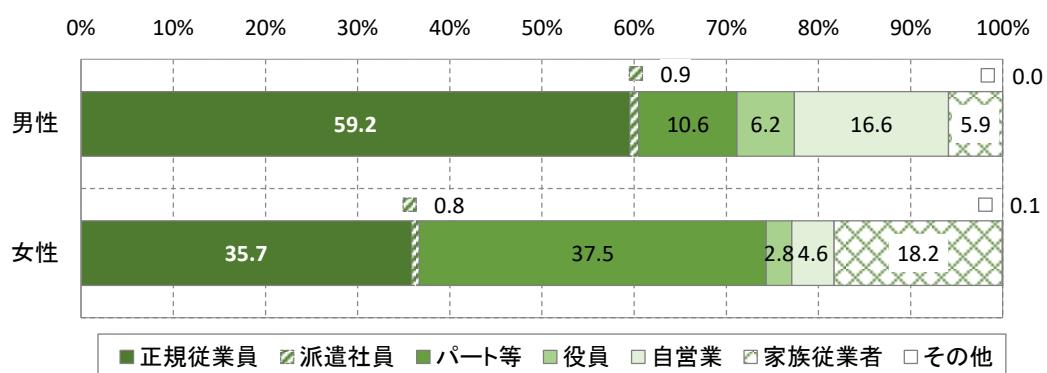
また、平成27年の国勢調査で従業上の地位をみると、男性に比べ女性はパート等（パート・アルバイト・その他）、家族従業者の割合が高くなっています。

■女性の就業率の推移



資料：国勢調査

■女性の従業上の地位（平成27年）



資料：国勢調査

5. 子育て環境の状況

(1) 就学前児童の状況

令和元年5月1日における就学前児童の教育・保育施設の利用状況をみると、0歳は86.2%が保育施設を利用ていませんが、1歳から年齢が高くなるにつれて教育・保育施設の利用割合が高くなり、3歳以上は90%以上が教育・保育施設を利用している状況です。

■就学前の子どもの現況（令和元年5月1日現在）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
幼稚園	(人)	0	0	2	20	13	24	59
	(%)	0.0	0.0	2.2	17.7	13.3	19.7	9.5
認可保育所	(人)	7	34	36	50	45	62	234
	(%)	6.9	36.2	39.6	44.2	46.0	50.8	37.8
認定こども園	(人)	6	7	15	16	21	19	84
	(%)	5.9	7.4	16.5	14.2	21.4	15.6	13.5
認可外保育所	(人)	1	9	13	21	17	17	78
	(%)	1.0	9.6	14.3	18.6	17.3	13.9	12.6
自宅・その他	(人)	88	44	25	6	2	0	165
	(%)	86.2	46.8	27.5	5.3	2.0	0.0	26.6
合計	(人)	102	94	91	113	98	122	620
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：八雲町住民生活課

(2) 幼稚園の状況

本町には私立幼稚園が1園あり、令和元年5月1日現在で定員は80人、園児数は59人となっています。

■幼稚園の現況（令和元年5月1日現在）

施設名称		定員数(人)	学級数(クラス)	児童数(人)	教職員数(人)
私立	八雲幼稚園	80	4	59	8

資料：八雲町住民生活課

(3) 認可保育所の状況

平成31年4月1日現在、本町には町立保育所が2園、私立保育所が3園あります。定員合計275人に対し、児童数は234人が入所しています。

■認可保育所の現況（平成31年4月1日）

施設名称		定員数(人)	組数(組)	児童数(人)	職員数(人)
町立	熊石保育園	25	4	20	4
	相沼保育園	20	3	12	3
私立	国の子保育園	90	5	66	12
	なかよし保育園	90	6	90	14
	あかしや保育園	50	4	46	12
合計		275	22	234	45

資料：八雲町住民生活課

(4) 認定こども園の状況

本町には私立の認定こども園が1園あり、令和元年5月1日現在で保育部分の定員45人に対し園児数が51人、教育部分の定員35人に対し園児数は33人となっています。

■認定こども園の現況（令和元年5月1日現在）

施設名称			定員数（人）	学級数（クラス）	児童数（人）	教職員数（人）
私立	認定こども園	保育	45	5	51	8
	八雲マリア幼稚園	教育	35	3	33	7

資料：八雲町住民生活課

(5) 認可外保育所の状況

平成31年4月1日現在、本町には運営委員会による地域保育所が2園、病院職員のための院内保育所が2園あります。定員合計200人に対し、児童数は78人が入所しています。

■認可外保育所の現況（平成31年4月1日）

施設名称		定員数（人）	組数（組）	児童数（人）	職員数（人）
運営委員会	こばと保育園	80	5	45	7
	はまなす保育園	20	1	6	2
小計		100	6	51	9
院内保育所	八雲病院こばと保育園	50	1	2	3
	八雲総合病院内たんぽぽ保育園	50	6	25	11
小計		100	7	27	14
合計		200	13	78	23

資料：八雲町住民生活課

(6) 小学校児童の状況

令和元年現在、小学校は8校あり、児童数は696人となっています。児童数の推移をみると、平成27年から令和元年にかけて119人（14.6%）の減少となっています。

■小学校児童数の推移（各年5月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数（校）	11	11	8	8	8
学級数（クラス）	60	60	52	46	51
児童数（人）	815	780	753	706	696
教員数（人）	101	98	84	76	79

資料：平成30年までは学校基本調査、令和元年は八雲町教育委員会

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

現在、放課後児童クラブは八雲地域に3箇所あり、定員が120人となっています。登録児童数は平成27年の86人から平成31年には137人となっており、51人（59.3%）増加しています。

■放課後児童クラブの状況（各年4月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数（箇所）	2	2	2	3	3
定員数（人）	80	80	80	120	120
登録児童数（人）	86	86	98	112	137
職員数（人）	14	13	14	15	17

資料：八雲町住民生活課

■放課後児童クラブ利用児童数（平成31年4月1日現在）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
わんぱくクラブ	16	9	11	5	2	4	47
どんぐりクラブ	13	9	9	6	5	2	44
さかえっ子クラブ	14	18	5	6	2	1	46
合計	43	36	25	17	9	7	137

資料：八雲町住民生活課

(8) 放課後子ども教室の状況

本町では、八雲町地域教育力活性化推進協議会により「子どもわくわく教室」が八雲地域で開催されています。参加児童数は年によって変動していますが、平成30年度は延べ児童数で1,109人が参加しています。

■放課後子ども教室の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施地区（地区）	1	1	1	1	1
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1
開催回数（回）	32	33	35	36	－
延べ児童数（人）	1,118	1,302	937	1,109	－
職員数（人）	12	11	12	12	13

資料：八雲町教育委員会

(9) 障がいのある子どもの状況

子ども発達支援センターへの相談件数は、平成26～29年度はゆるやかな増加傾向がみられる状況でしたが、平成30年度は434件と大きく増加しています。

平成31年4月1日現在、就学前児童の教育・保育施設では、保育所で5人、認定こども園で3人、児童発達支援で7人の計15人の障がいのある子どもの受け入れを行っており、認定こども園では医療的ケアが必要な児童を2人受け入れています。

小学校では特別支援学級が11クラス設置され、24人の児童が利用しており、中学校では特別支援学級が6クラスで10人の生徒が利用しています。

障がいのある子どもの放課後の居場所としては、放課後児童クラブで4人を受け入れているほか、放課後等デイサービスにおいて24人の受け入れを行っています。

■子ども発達支援センターへの相談件数

分類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発達面	53	67	47	102	100
教育面	18	74	29	53	52
福祉面	5	31	47	49	98
情報提供	44	40	76	48	154
その他	37	44	24	14	30
合計	157	256	223	266	434

資料：八雲町子ども発達支援センター

■障がいのある子どもの受け入れ状況（平成31年4月1日現在）

施設	受け入れ人数（人）	
	障がいのある子ども	医療的ケア児
保育所	5	0
幼稚園	0	0
認定こども園	3	2
児童発達支援	7	0
合計	15	2

資料：八雲町住民生活課、保健福祉課

■特別支援学級等の状況（令和元年5月1日現在）

学校	特別支援学級数 (クラス)	特別支援児童・生徒数 (人)
小学校	11	24
中学校	6	10

資料：八雲町教育委員会

■放課後の居場所の状況（令和元年5月1日現在）

学校	障がいのある子どもの受け入れ人数（人）
放課後児童クラブ	4
放課後等デイサービス	24

資料：八雲町住民生活課、保健福祉課

(10) 子育て支援センターの活動状況

八雲町の子育て支援センターでは次のような活動を行っています。

■平成30年度子育て支援センター活動実績

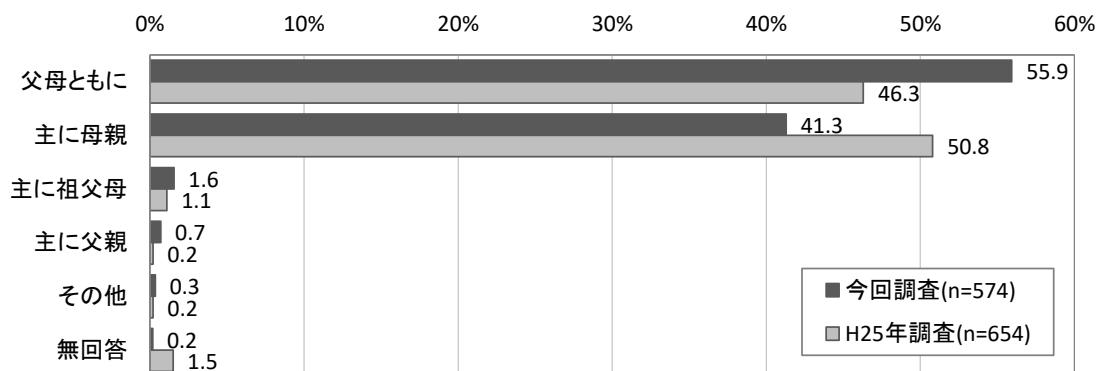
活動	平成30年度 回・件数	活動の概要
一般開放	年304回	<ul style="list-style-type: none"> 開放時間9:00～16:30 火曜日、年末年始休館 乳幼児と保護者へあそび場を提供 小中学生、高校生へ放課後や休日の自由な活動の場を提供
子育て相談等	78件	<ul style="list-style-type: none"> 育児不安（幼児の生活リズム）、発達（落ち着きがない・コミュニケーションが苦手、言葉の乱れ、発音不明瞭）、情報提供（子育てサークルについて）などの相談対応
子育てサロン	年30回	<ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年3月まで 毎週火曜日10:00～11:30 子育て情報提供、遊び提供、子育て仲間づくり
あそびの広場	年6回	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児対象：3回、入園前児対象：3回 木曜日10:00～11:30 地域に出向いて子育て支援、ボランティア交流、遊びのアイディア提供
なかよし広場	2回	<ul style="list-style-type: none"> 熊石地域、落部地域 木曜日10:00～11:30 地域に出向いて子育て支援、ボランティア交流、遊びのアイディア提供
スマイル育児教室	年8回	<ul style="list-style-type: none"> 入園前児対象 火曜10:00～11:30 家庭ではできない大胆な活動の提供、ボランティアとの交流、遊びのアイディア提供
センターの広場	年36回	<ul style="list-style-type: none"> えほんの広場：月2回11:00～11:30 遊戯室にて一般開放利用者に、絵本・紙芝居、手遊びを提供 スマイル広場：月1回程度14:30～15:00 図書室にて粘土、お絵描き遊びを提供
乳幼児健診へ参加	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診で子育て支援サービスの紹介、子育てについて相談受付
ほっとママの会へ参加	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週木曜日 10:00～12:00 1～3か月の赤ちゃんとお母さん対象 町内の子育て支援サービスの紹介、手作りおもちゃの紹介、託児
子育てボランティアの育成、連携	随時	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサポート「たっち」の紹介、問い合わせ等対応、育児教室や広場で連携
子育てサークルの育成と支援	随時	<ul style="list-style-type: none"> サークル運営助成金交付、あそびの講習会（年2回）、スポーツ保険加入手続き代行、遊具・絵本等の貸し出し（3サークル31回）、講師依頼や施設情報の提供
子ども・若者支援	随時	<ul style="list-style-type: none"> 「総合相談窓口」来所・電話・メール相談を実施 不登校・ひきこもり等の支援について関係機関との連携及び調整を行い必要な支援をする。 子ども・若者講演会等の開催 ホッとサロン（不登校の子の保護者の会）を月1回実施
子育て情報の発信	随時	<ul style="list-style-type: none"> すまいるメール（年4回・全戸配布）で子育て支援センターの活動を紹介 子育てガイドブック（転入時、新生児訪問時配布）で町内の子育て情報を提供 町ホームページ（随時更新）で利用案内、事業の開催案内、活動紹介

6. アンケート調査結果

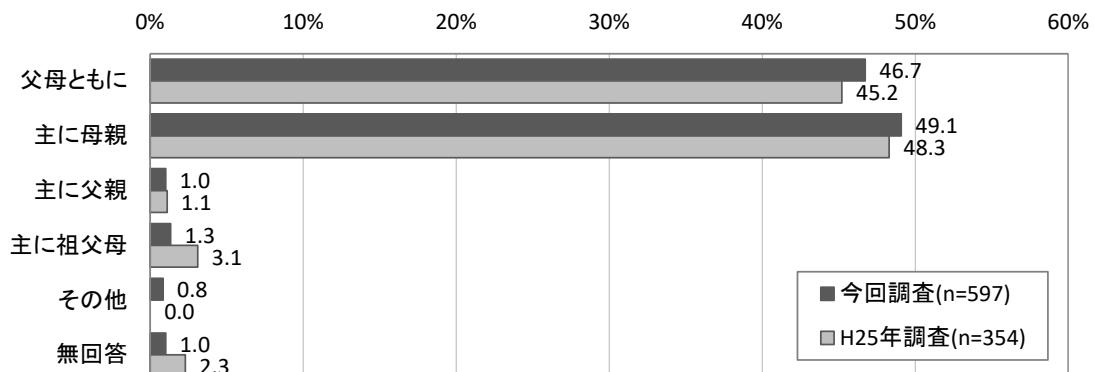
(1) 子育てを主に行っている人

就学前児童の保護者で主に子どもの世話をしている人は、「父母ともに」が55.9%で最も多く、次いで「主に母親」（41.3%）で続いています。また、小学生の保護者は「主に母親」が49.1%で最も多く、次いで「父母ともに」（46.7%）で続いています。

■就学前児童の保護者



■小学生の保護者

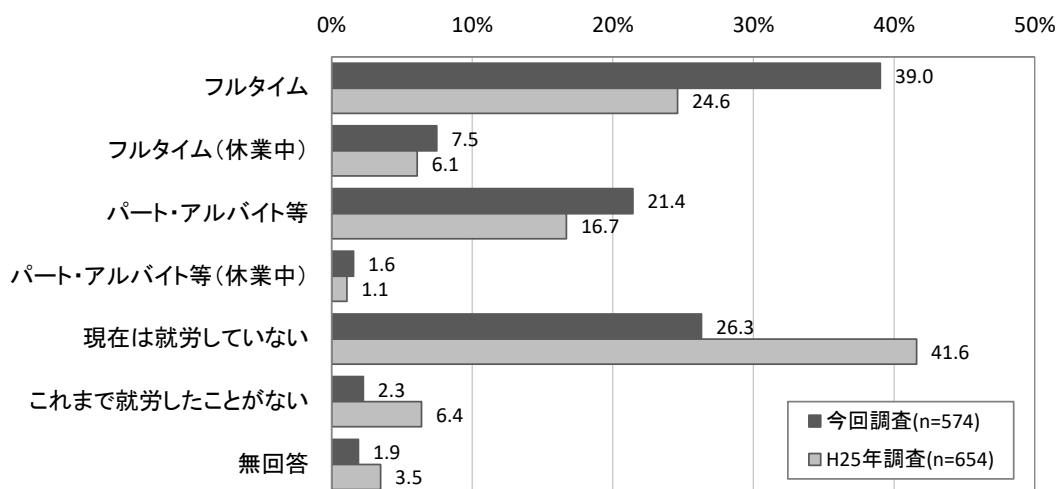


(2) 母親の就労状況

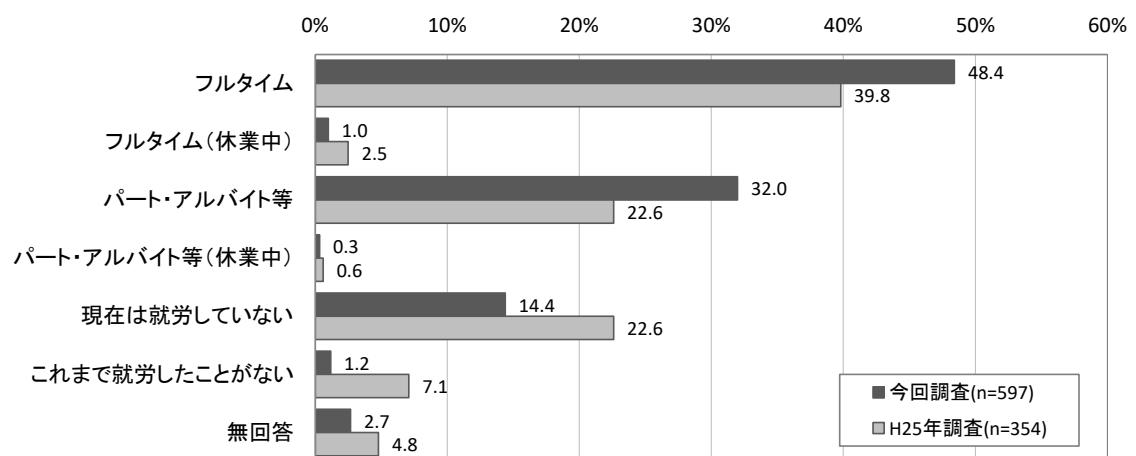
就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が39.0%で最も多く、次いで「現在は就労していない」が26.3%で続いています。

また、小学生の保護者は、「フルタイム」が48.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が32.0%で続いています。

■就学前児童の保護者



■小学生の保護者

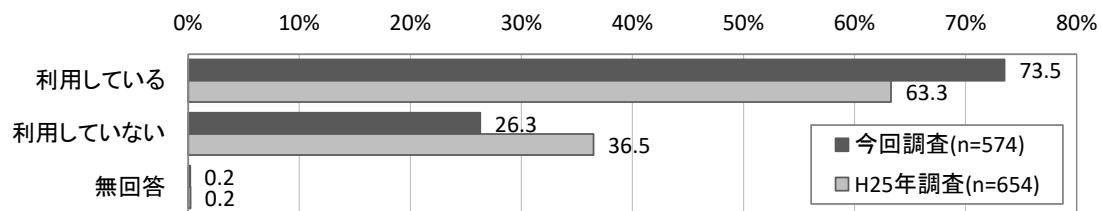


(3) 現在の教育・保育施設の利用状況（就学前児童）

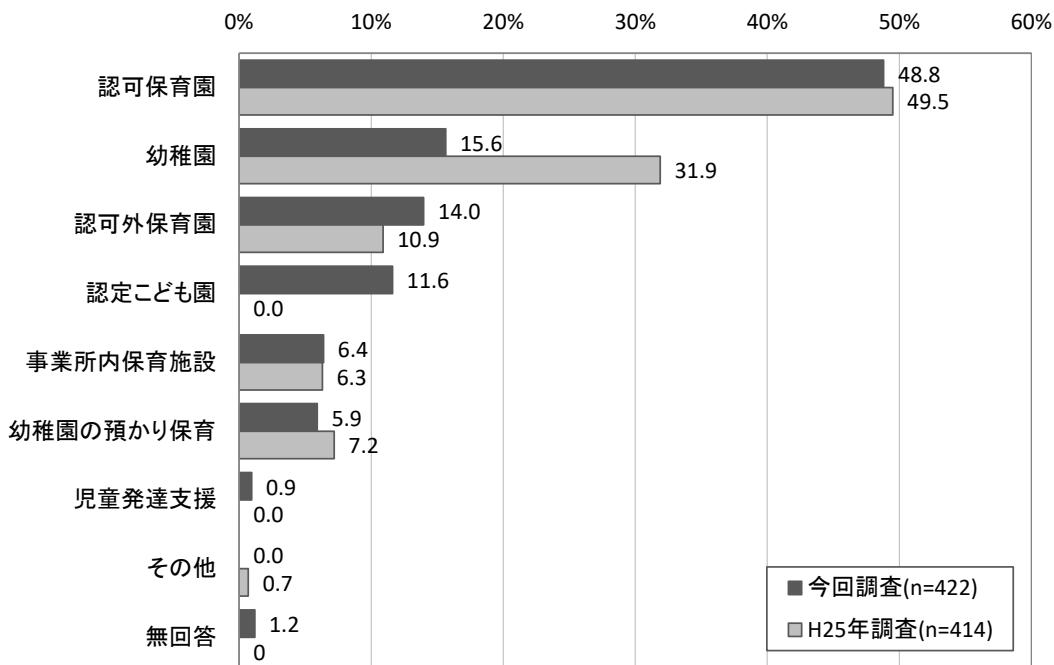
現在、教育・保育施設を「利用している」人は73.5%で、H25年調査と比べると10.2ポイント増加しています。

利用している教育・保育施設の中では、「認可保育所」が約半数を占め、続いて「幼稚園」（15.6%）、「認可外保育園」（14.0%）と続いています。また、H25年調査との比較では、「幼稚園」が16.3ポイント少なくなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用有無



■利用している教育・保育事業の種類（複数回答）

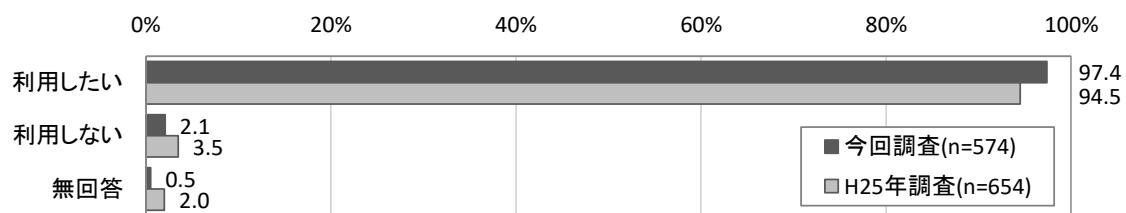


(4) 教育・保育施設の利用意向 (就学前児童)

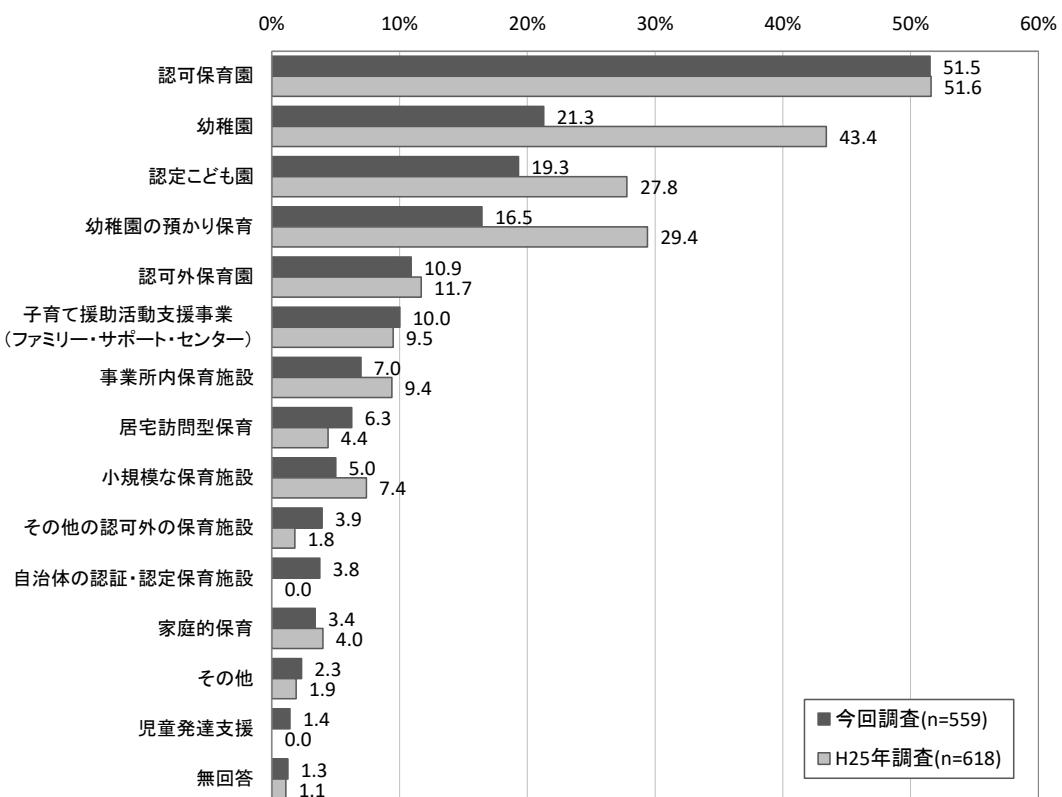
今後の教育・保育施設の利用意向は、「利用したい」が97.4%と極めて多く、ほぼすべての人に教育・保育施設の利用意向がある状況です。

利用したい教育・保育施設は、「認可保育園」(51.5%)、「幼稚園」(21.3%)、「認定こども園」(19.3%)が上位となっていますが、H25年調査との比較では「幼稚園」「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」が少なくなっています。

■教育・保育施設の今後の利用意向



■利用したい教育・保育施設の種類 (複数回答)

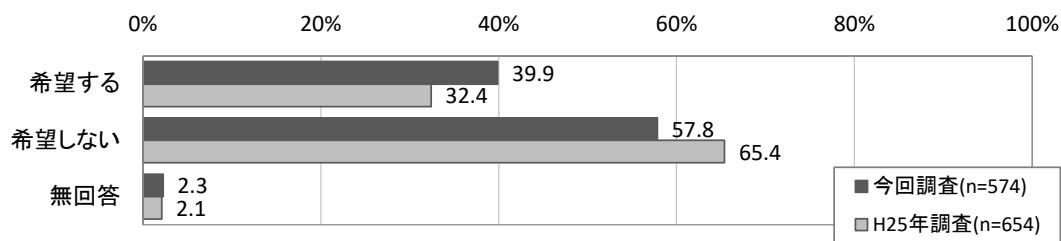


(5) 一時預かり等の利用意向 (就学前児童)

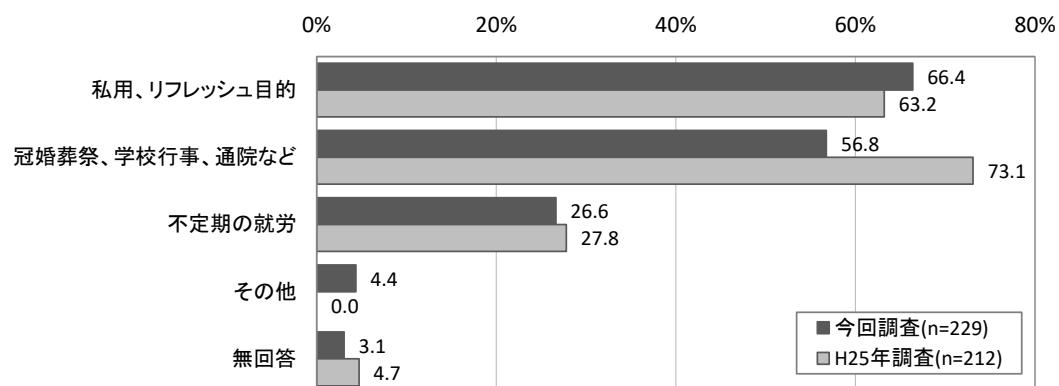
今後の一時預かり等の利用を「希望する」人は39.9%で、H25年調査と比べて7.5ポイント増加しています。

一時預かり等を利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」(66.4%)、「冠婚葬祭、学校行事、通院など」(56.8%)の割合が高くなっています。H25年調査と傾向は大きく変わりません。

■今後の一時預かり等の利用希望

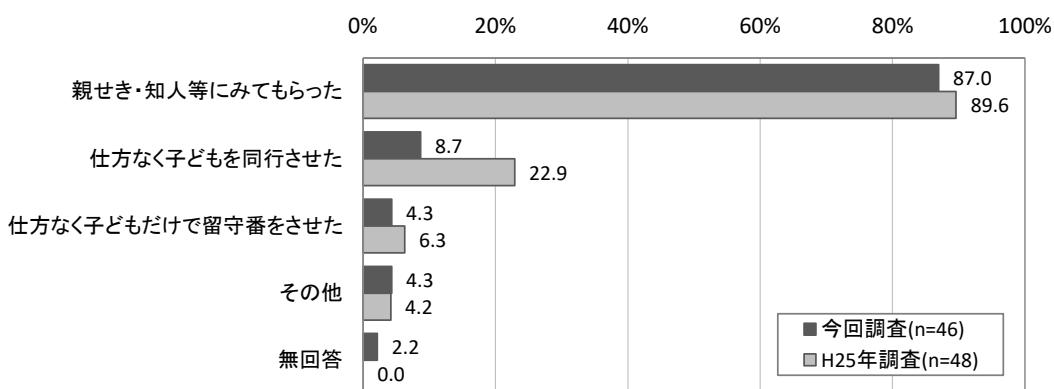


■一時預かり等を利用する理由



(6) 子どもを泊まりがけで預けなければいけなかった場合の対処方法

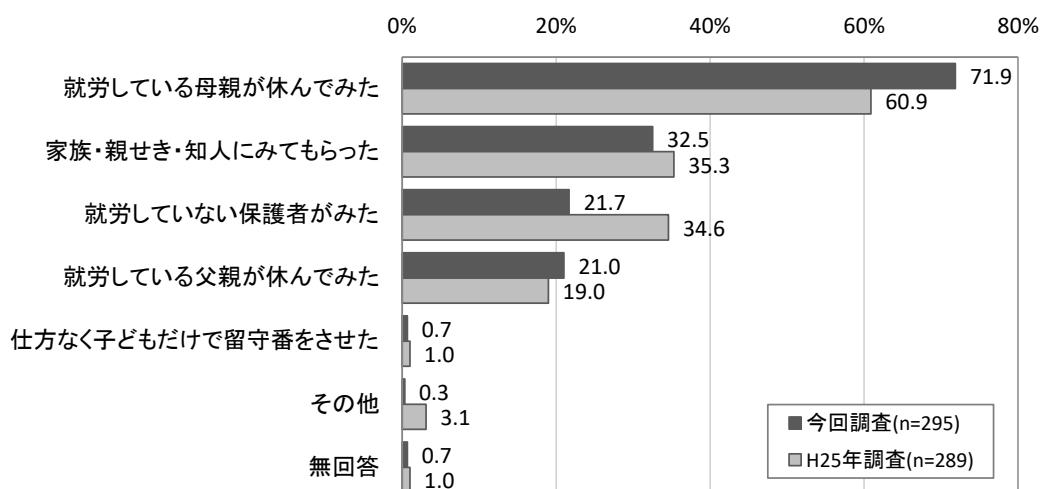
子どもを泊まりがけで預けなければいけないことがあった人の対処方法は、「親せき・知人等にみてもらった」が87.0%を占め、「仕方なく子どもを同行させた」(8.7%)、「仕方なく子どもだけで留守番させた」(4.3%)はともに10%を下回っています。



(7) 子どもが病気やけがで幼稚園・保育所等を利用できなかったときの対処方法

子どもが病気やけがで幼稚園・保育所等を利用できなかったことがあった人の対処方法は、「就労している母親が休んでみた」が71.9%を占めています。

H25年調査との比較では、子どもが病気やけがのときに幼稚園・保育所等を休んだことが「あった」人は今回調査で10.2ポイント多くなっています。

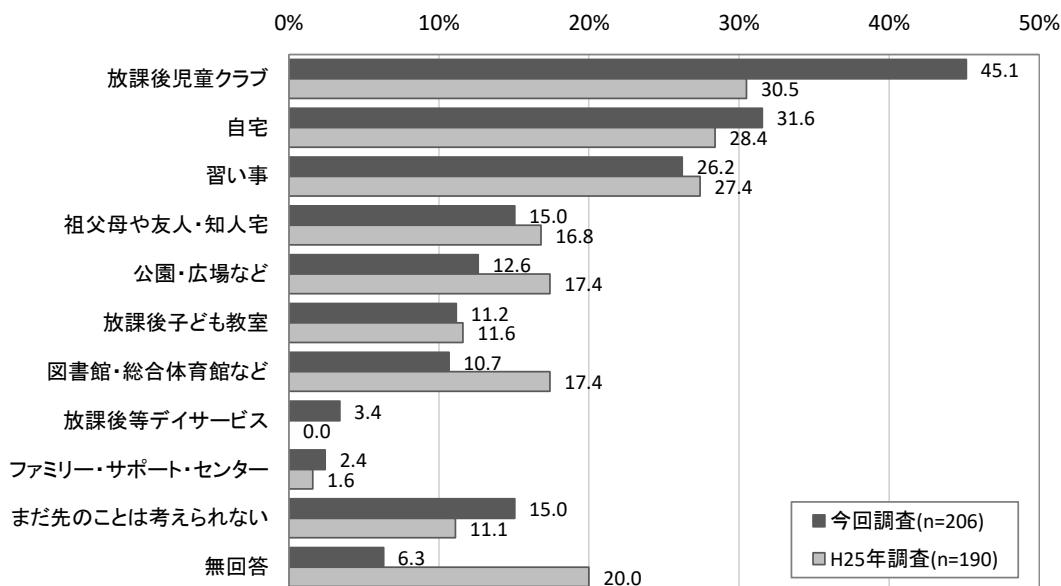


(8) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

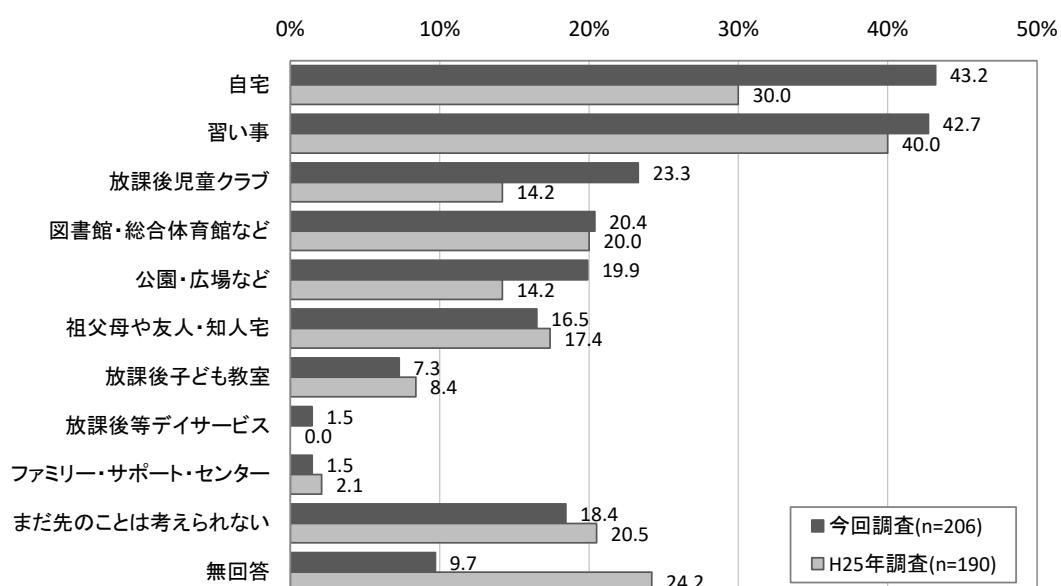
小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「放課後児童クラブ」が45.1%で最も多く、H25年調査と比べて14.6ポイント高くなっています。

また、小学校高学年の間、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」（43.2%）及び「習い事」（42.7%）が他の選択肢と比べて突出しており、「放課後児童クラブ」は23.3%で3番目に多い回答となっています。

■低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



■高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

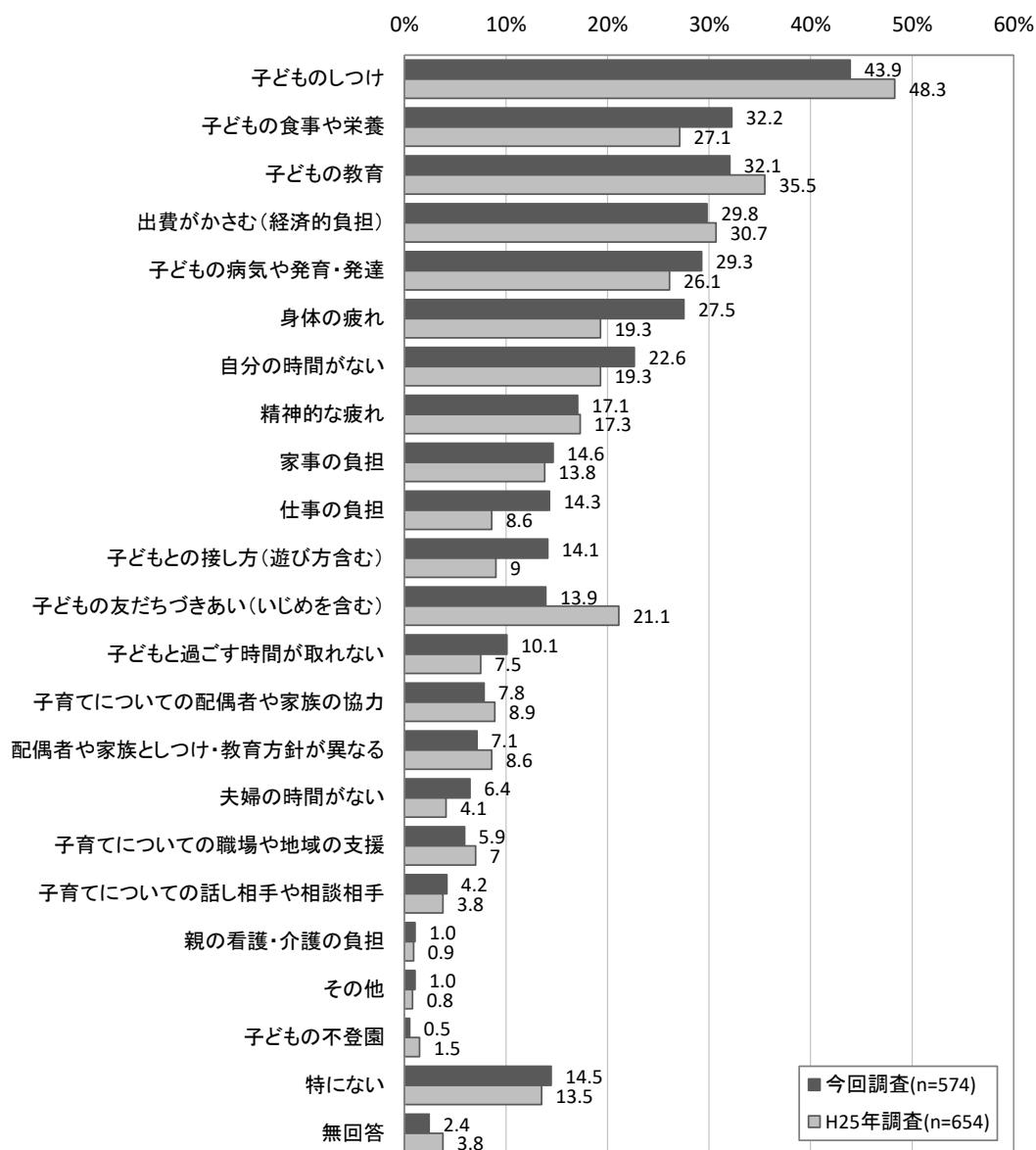


(9) 子育てに関する悩み

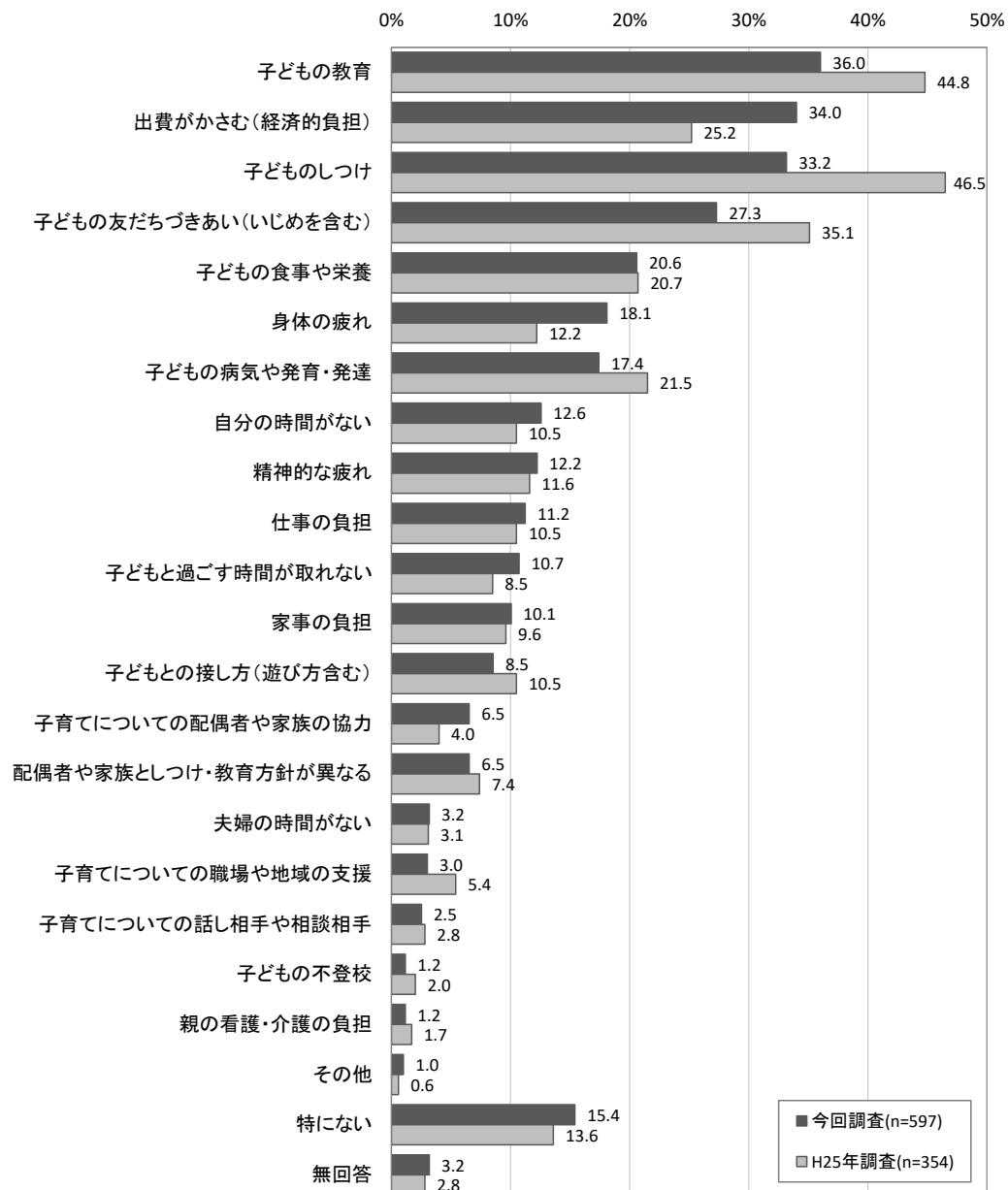
就学前児童の保護者の子育て・教育に関する悩みは、「子どものしつけ」が43.9%で最も多く、次いで「子どもの食事や栄養」（32.2%）、「子どもの教育」（32.1%）が続いています。

小学生の保護者は「子どもの教育」が36.0%で最も多く、次いで「出費がかさむ（経済的負担）」（34.0%）、「子どものしつけ」（33.2%）が続いています。

■就学前児童の保護者（複数回答）



■小学生の保護者 (複数回答)

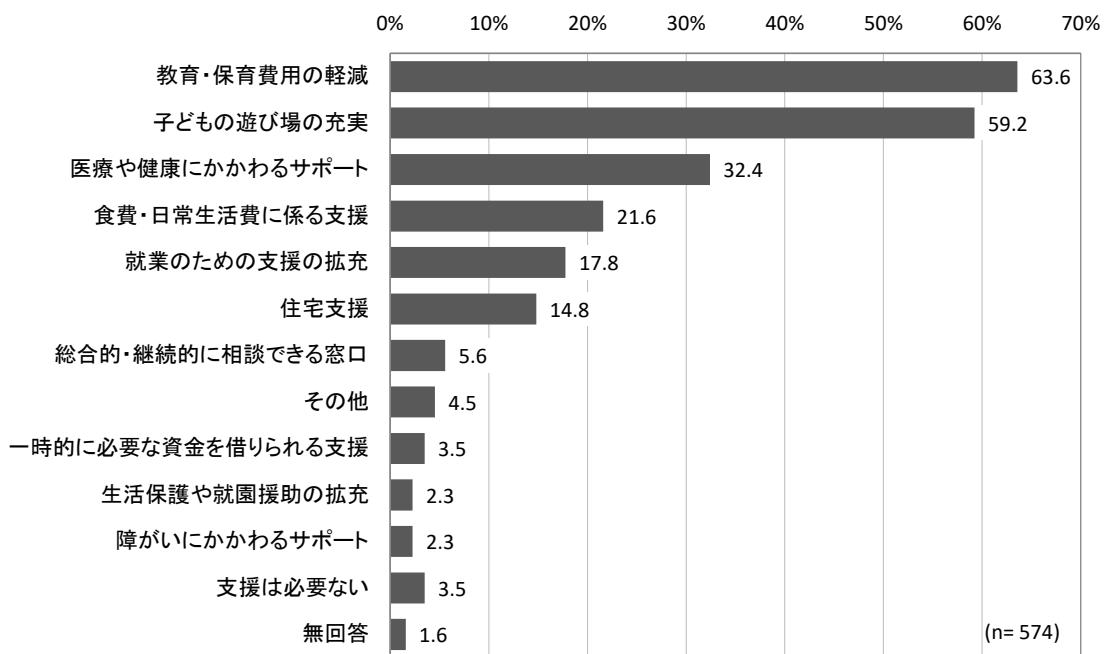


(10) 保護者が現在必要としている支援

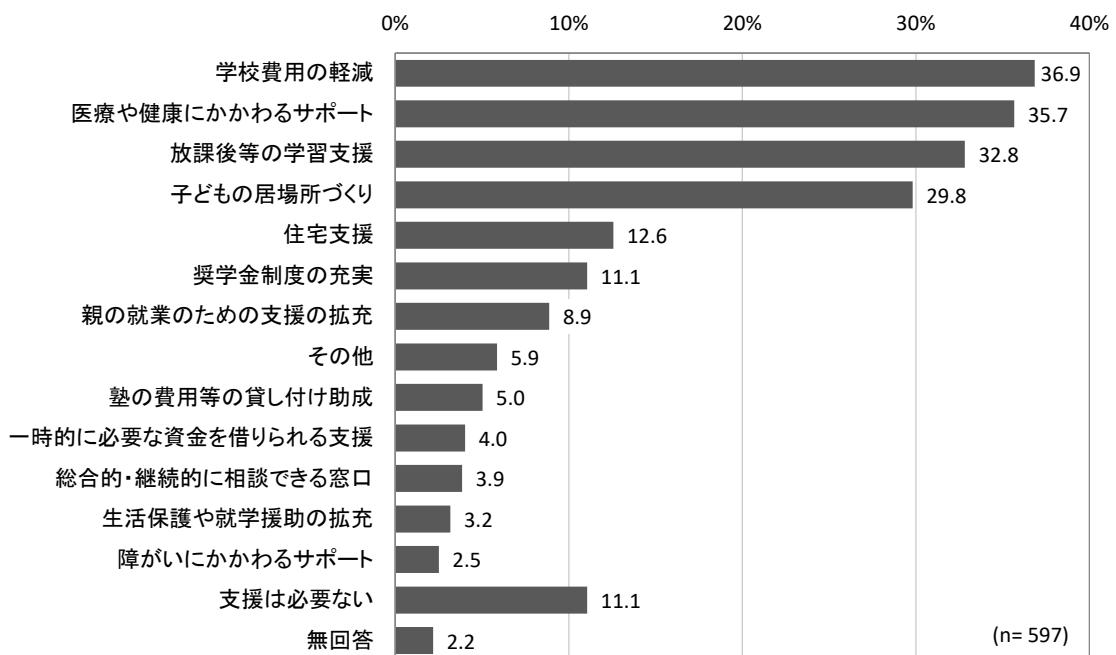
就学前児童の保護者が現在必要としている支援は、「教育・保育費用の軽減」（63.6%）、「子どもの遊び場の充実」（59.2%）が上位回答となっています。

小学生の保護者は「学校費用の軽減」（36.9%）が最も多く、次いで「医療や健康にかかるサポート」（35.7%）、「放課後等の学習支援」（32.8%）と続いています。

■就学前児童の保護者（複数回答）



■小学生の保護者（複数回答）

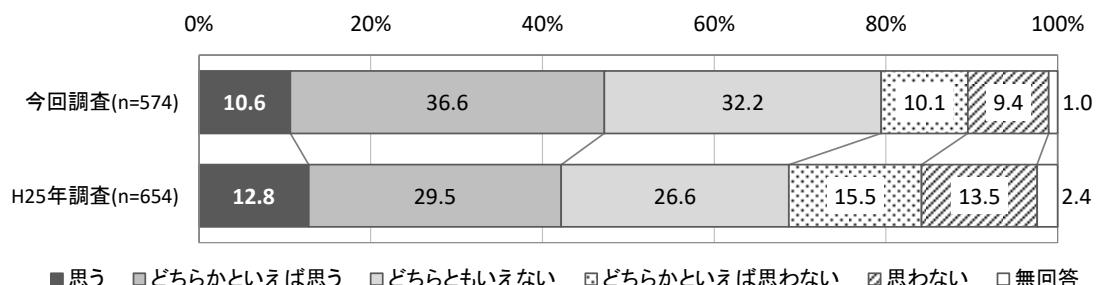


(11) 本町の子育て・教育のしやすさ

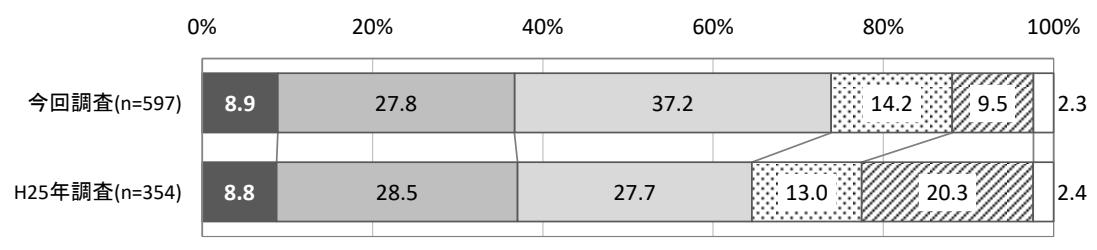
就学前児童の保護者で、子育て・教育のしやすい町だと「思う」「どちらかといえば思う」の合計は47.2%で、H25年調査の42.3%を上回る結果となっており、子育て・教育のしやすさはわずかながら改善されてきていると考えられます。

また、小学生の保護者は、「思う」「どちらかといえば思う」の合計は36.7%でH25年調査とほぼ同じとなっています。

■就学前児童の保護者



■小学生の保護者

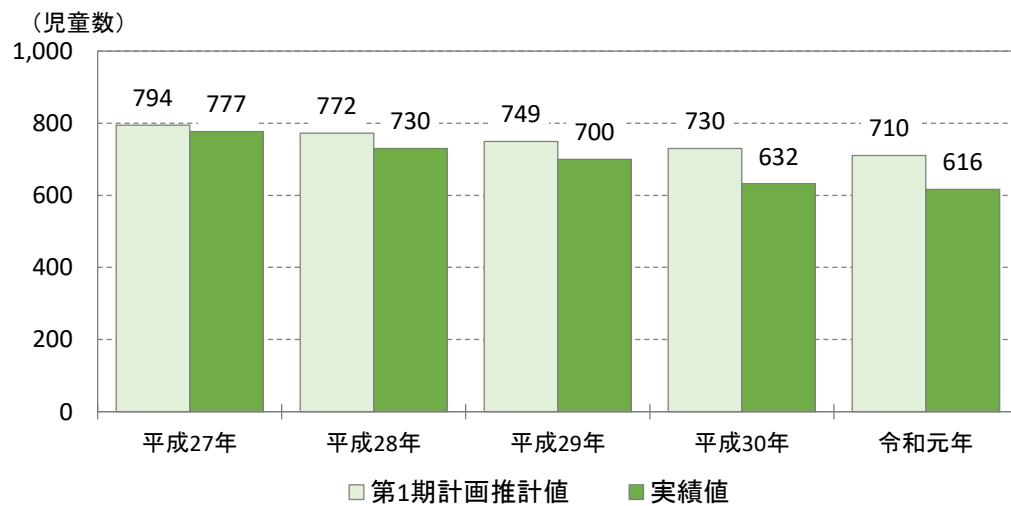


第3章 第1期計画の実施状況

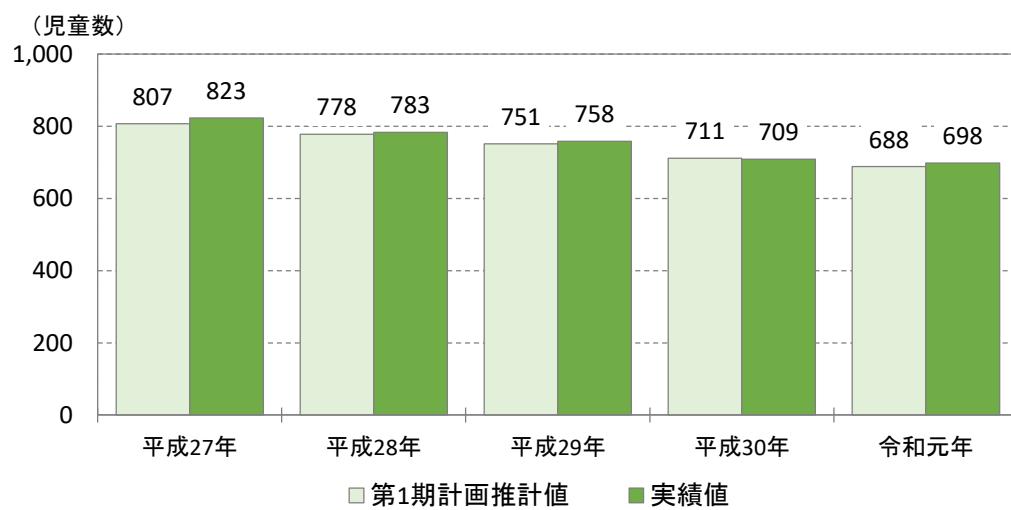
1. 児童数の状況

第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画で推計していた児童数を実績値と比較すると、就学前児童は平成27年度以降、実績が推計値を下回って推移してきました。一方、小学生児童は実績が推計値に近い推移となっています。

■就学前児童数の推移



■小学生児童数の推移



2. 教育・保育事業

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

八雲町全域でみると、1号認定は量の見込みを下回る利用実績で推移しており、八雲地域で量の見込みを下回っているほか、教育施設（幼稚園、認定こども園）がない落部地域、熊石地域は保育所の利用で対応しています。

■八雲町全域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み ^{※1}	人	161	159	155	115	115
	1号認定		117	116	112	63	63
	2号認定 (教育ニーズ)		44	43	43	52	52
	確保方策 ^{※2}		161	159	155	115	115
	実績		132	120	137	98	85

※実績は各年4月1日現在

■八雲地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	150	149	146	106	106
	1号認定		107	107	104	55	55
	2号認定 (教育ニーズ)		43	42	42	51	51
	確保方策		150	149	146	106	106
	実績		132	120	137	98	85

※実績は各年4月1日現在

■落部地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	2	2	2	2	2
	1号認定		1	1	1	1	1
	2号認定 (教育ニーズ)		1	1	1	1	1
	確保方策		2	2	2	2	2
	実績		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

■熊石地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	9	8	7	7	7
	1号認定		9	8	7	7	7
	2号認定 (教育ニーズ)		0	0	0	0	0
	確保方策		9	8	7	7	7
	実績		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

※1 量の見込み：人口推計結果やアンケート調査結果、これまでの利用実績等から推計された、将来のサービス・事業の利用見込みのこと

※2 確保方策：量の見込みに対して、自治体、サービス事業者が提供するサービス・事業の目標供給量のこと

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

八雲町全域でみると、2号認定は量の見込みを上回る利用実績で推移してきました。地域別でみると、八雲地域及び熊石地域は量の見込みを上回る利用実績となっていますが、各園にて受け入れができています。また、落部地域は概ね量の見込みを下回る利用実績となりました。

■八雲町全域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	184	179	175	220	220
	確保方策		184	179	175	220	220
	実績		228	241	231	230	235

※実績は各年4月1日現在

■八雲地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	124	124	121	177	177
	確保方策		124	124	121	177	177
	実績		172	173	175	187	186

※実績は各年4月1日現在

■落部地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	44	41	41	33	33
	確保方策		44	41	41	33	33
	実績		38	43	36	25	28

※実績は各年4月1日現在

■熊石地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	16	14	13	10	10
	確保方策		16	14	13	10	10
	実績		18	25	20	18	21

※実績は各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

① 0歳

3号認定の0歳児の利用状況を八雲町全域でみると、量の見込みを下回る利用実績で推移しております、地域別でみても同じ状況となっています。

■八雲町全域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	12	11	11	22	22
	確保方策		12	11	11	22	22
	実績		6	10	9	9	13

※実績は各年4月1日現在

■八雲地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	11	10	10	17	17
	確保方策		11	10	10	17	17
	実績		6	9	5	9	11

※実績は各年4月1日現在

■落部地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	0	0	0	3	3
	確保方策		0	0	0	3	3
	実績		0	1	2	0	0

※実績は各年4月1日現在

■熊石地域

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	1	1	1	2	2
	確保方策		1	1	1	2	2
	実績		0	0	2	0	2

※実績は各年4月1日現在

②1・2歳

3号認定の1・2歳児の利用状況を八雲町全域でみると、量の見込みに近い利用実績で推移しております、地域別でみても概ね同じ状況となっています。

■八雲町全域

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	112	109	104	115	115
	確保方策		112	109	104	115	115
	実 績		104	114	98	114	111

※実績は各年4月1日現在

■八雲地域

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	81	76	73	94	94
	確保方策		81	76	73	94	94
	実 績		82	94	82	94	87

※実績は各年4月1日現在

■落部地域

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	22	24	22	15	15
	確保方策		22	24	22	15	15
	実 績		17	11	11	13	17

※実績は各年4月1日現在

■熊石地域

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	9	9	9	6	6
	確保方策		9	9	9	6	6
	実 績		5	9	5	7	7

※実績は各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

この事業は、子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行うものです。

基本型の利用者支援事業を平成30年度から実施する予定でしたが、人員確保や体制が整わず、同様の支援を地域子育て支援拠点事業の一環として実施しました。

■利用者支援事業設置箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	箇所	0	0	0	1	1
確保方策		0	0	0	1	1
実績		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

主に3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。いじめ、不登校、虐待などの相談にも対応しています。

利用実績は年によって増減がありますが、量の見込みを下回る利用実績で推移しました。

■地域子育て支援拠点事業

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人回/月	690	690	680	680	680
八雲地域		650	650	640	640	640
落部地域		10	10	10	10	10
熊石地域		30	30	30	30	30
確保方策	人回/月	690	690	680	680	680
実績		512	593	532	516	—
八雲地域		505	584	525	486	—
落部地域		4	6	3	8	—
熊石地域		3	3	4	22	—

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法に基づき、本町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し経済的な負担を軽減する事業です。

妊婦健康診査の実施回数は、当初の予測より妊婦の数が減少したことに伴い、実績値が量の見込みを大きく下回ることになりました。

■妊婦健康診査実施回数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人回/年	2,057	1,987	1,955	1,907	1,842
		1,722	1,674	1,642	1,610	1,545
		193	171	171	171	171
		142	142	142	126	126
		2,057	1,987	1,955	1,907	1,842
		1,722	1,674	1,642	1,610	1,545
		193	171	171	171	171
		142	142	142	126	126
		1,291	1,167	1,264	1,222	—
		998	966	1,048	1,045	—
確保方策	人回/年	208	143	158	130	—
		85	58	58	47	—
実績	人回/年					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児家庭の全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数は、当初の予測より出生数が減少したことに伴い、実績が量の見込みをやや下回ることになりました。

■乳児家庭全戸訪問事業訪問件数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人	126	122	120	117	113
		108	104	102	100	97
		9	9	9	9	8
		9	9	9	8	8
		126	122	120	117	113
		108	104	102	100	97
		9	9	9	9	8
		9	9	9	8	8
		123	82	91	107	—
		98	66	74	95	—
確保方策	人	19	11	14	8	—
		6	5	3	4	—
実績	人					

(5) 養育支援訪問事業（乳幼児訪問事業）

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

養育支援訪問事業の訪問人数は、必要な家庭への支援を実施した結果、量の見込みを概ね下回る実績で推移しました。

■養育支援訪問件数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人	88	85	84	82	79
		75	72	71	69	66
		5	5	5	5	5
		8	8	8	8	8
		88	85	84	82	79
		75	72	71	69	66
		5	5	5	5	5
		8	8	8	8	8
		53	72	86	73	—
		39	37	57	48	—
		8	33	26	24	—
		6	2	3	1	—

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本町では児童養護施設等がないため子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て短期支援事業の延べ利用者数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人日/年	82	81	78	76	74
		61	60	58	56	54
		21	21	20	20	20
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業で、この計画では就学後の児童を対象とした事業です。

本町では提供希望者がいないため子育て援助活動支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用者数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人日/年	91	88	78	72	69
		22	22	20	20	20
		42	38	36	31	29
		27	28	22	21	20
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	—

(8) 一時預かり事業

幼稚園や保育所等の在園児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを受け入れ、幼稚園や保育所等で保育を行う事業です。

幼稚園型の一時預かり事業は量の見込みを大きく上回る利用実績でしたが、各園で人員配置等により円滑に受け入れを行い、幼稚園型以外の一時預かり事業は、当初の予測より利用者が少なかったことに伴い、実績値が量の見込みを下回ることになりました。

①一時預かり事業（幼稚園型）

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用者数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人日/年	582	569	555	541	522
		572	561	547	531	512
		10	8	8	10	10
		0	0	0	0	0
		120	118	115	112	106
		116	115	112	108	102
		4	3	3	4	4
		0	0	0	0	0
		462	451	440	429	416
		456	446	435	423	410
		6	5	5	6	6
		0	0	0	0	0
確保方策		582	569	555	541	522
		4,006	3,870	5,340	4,131	—
		4,006	3,870	5,340	4,131	—
		0	0	0	0	—
実績		0	0	0	0	—
		八雲地域	八雲地域	八雲地域	八雲地域	八雲地域
		落部地域	落部地域	落部地域	落部地域	落部地域
熊石地域		熊石地域	熊石地域	熊石地域	熊石地域	熊石地域

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用者数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人日/年	1,587	1,541	1,494	1,451	1,406
		1,396	1,359	1,319	1,278	1,230
		85	84	81	81	81
		106	98	94	92	95
		1,587	1,541	1,494	1,451	1,406
		647	1,208	599	462	—
		639	1,208	579	462	—
		8	0	20	0	—
		0	0	0	0	—

（9）延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に、保育所等で保育を行う事業です。

延長保育事業の利用人数は量の見込みを下回る実績で推移しました。

■延長保育事業（時間外保育事業）の利用者数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人	95	93	90	88	85
		64	62	61	59	56
		21	21	20	20	20
		10	10	9	9	9
		95	93	90	88	85
		64	62	61	59	56
		21	21	20	20	20
		10	10	9	9	9
		70	59	42	45	—
		66	58	42	45	—
確保方策		1	1	0	0	—
		3	0	0	0	—
実績						

(10) 病児保育事業

乳幼児が発熱等の急な病気になり集団保育が困難になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では病児保育事業を行うための設備が整った保育施設及び医療施設がなく、また、必要となる医療体制及び人材の確保も困難であるため病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■病児保育事業の延べ利用者数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人日/年	309	301	293	283	273
		309	301	293	283	273
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	—
確保方策						
実績						

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働きなどで日中保護者が留守の家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中等に専用施設などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。

放課後児童クラブの利用人数は年々増加しており、人員配置等により柔軟に受け入れを行っています。

■八雲町全域

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	人	94	91	89	120	124
		54	53	55	83	90
		40	38	34	37	34
		74	72	71	104	109
		45	44	46	75	82
		29	28	25	29	27
確保方策		86	86	95	105	—
		61	56	66	79	—
		25	30	29	26	—
実績						
低学年						
高学年						

※実績は各年度における月平均人数

■八雲地域

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	人	68	66	66	100	105
		42	41	43	72	79
		26	25	23	28	26
		68	66	66	100	105
		42	41	43	72	79
		26	25	23	28	26
		86	86	95	105	—
		61	56	66	79	—
		25	30	29	26	—

■落部地域

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	人	20	19	18	16	15
		9	9	9	8	8
		11	10	9	8	7
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	—
		0	0	0	0	—
		0	0	0	0	—

■熊石地域

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	人	6	6	5	4	4
		3	3	3	3	3
		3	3	2	1	1
		6	6	5	4	4
		3	3	3	3	3
		3	3	2	1	1
		0	0	0	0	—
		0	0	0	0	—
		0	0	0	0	—

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町ではこれまで、「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまで同様、今後も子どもは、将来の八雲町を拓く大切な宝であり、希望であり、夢です。この意味も込め、これまでの基本理念は普遍的なものといえます。

そのため、「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、次のとおり本計画の基本理念を定めます。

基本理念

**みんなで交流 みんなで応援
みんなで育ち愛 子育てのまち八雲**



2. 基本方針

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針1 「子どもにとっての幸せ」を守る町

子ども・子育て支援事業計画の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益や権利が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

基本方針2 社会全体で子どもと子育て家庭を支える町

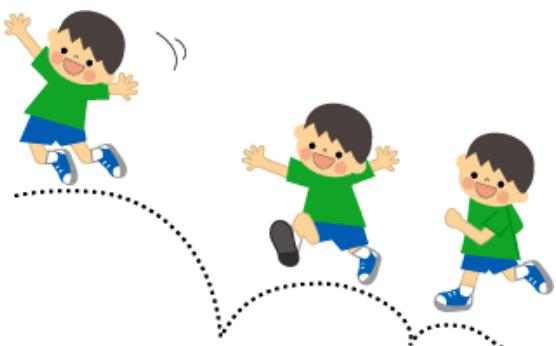
子どもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。

子育てに関しては、安心して働く子育て支援環境として教育・保育施設と地域との連携はもとより、子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを推進します。

基本方針3 健やかに安心して子どもを育てられる町

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭で安心して子育てできる環境整備が重要です。本計画では、子どもの発達時期に応じた母子保健等の取組を進め、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援を行います。

また、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図り、子育てしながら働きやすい環境づくりを目指します。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業（時間外保育事業） ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本町においては、第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画で設定した区域を踏襲し、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

（1）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	・八雲地域 ・落部地域 ・熊石地域 の3区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、本町全域を3区域に分けて設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

（2）地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	・八雲地域 ・落部地域 ・熊石地域 の3区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、本町全域を3区域に分けて設定します。
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ)		
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業（時間外保育事業）		
⑩病児保育事業 (病児・病後児保育事業)		
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		

3. 児童人口の推計値

児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法^{※3}により算出しました。

(1) 八雲町全体

年齢	実績値(人)	推計値(人)					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	102	90	85	83	81	79	
1歳	94	102	91	86	84	82	
2歳	90	92	101	89	84	82	
3歳	113	87	89	98	86	81	
4歳	97	110	84	87	95	84	
5歳	120	93	105	81	84	91	
就学前計	616	574	555	524	514	499	
6歳	126	117	91	101	79	82	
7歳	111	124	116	91	101	79	
8歳	126	109	122	115	90	100	
9歳	118	121	104	118	111	86	
10歳	124	117	120	103	117	110	
11歳	93	121	115	117	101	114	
小学生計	698	709	668	645	599	571	
合 計	1,314	1,283	1,223	1,169	1,113	1,070	

※各年4月1日現在

(2) 地域別

①八雲地域

年齢	実績値(人)	推計値(人)					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	91	74	70	68	66	64	
1歳	75	91	74	70	68	66	
2歳	73	73	90	72	68	66	
3歳	86	70	70	87	69	65	
4歳	82	83	67	68	84	67	
5歳	94	79	79	64	66	81	
就学前計	501	470	450	429	421	409	
6歳	102	91	77	76	62	64	
7歳	89	100	89	76	75	61	
8歳	94	87	98	88	75	74	
9歳	92	89	82	93	84	71	
10歳	95	91	88	81	92	83	
11歳	72	93	89	86	79	90	
小学生計	544	551	523	500	467	443	
合 計	1,045	1,021	973	929	888	852	

※各年4月1日現在

※3 コーホート変化率法：過去における実績人口の変化していく状態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

②落部地域

年齢	実績値 (人)	推計値 (人)					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	7	12	11	11	11	11	11
1歳	15	7	13	12	12	12	12
2歳	11	15	7	13	12	12	12
3歳	20	11	15	7	13	12	12
4歳	10	20	11	15	7	13	13
5歳	15	10	20	11	15	7	7
就学前計	78	75	77	69	70	67	
6歳	18	15	10	19	11	15	
7歳	14	18	15	10	19	11	
8歳	23	14	18	15	10	19	
9歳	16	23	14	19	15	10	
10歳	22	16	23	14	19	15	
11歳	11	21	16	22	14	18	
小学生計	104	107	96	99	88	88	
合 計	182	182	173	168	158	155	

※各年4月1日現在

③熊石地域

年齢	実績値 (人)	推計値 (人)					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	4	4	4	4	4	4	4
1歳	4	4	4	4	4	4	4
2歳	6	4	4	4	4	4	4
3歳	7	6	4	4	4	4	4
4歳	5	7	6	4	4	4	4
5歳	11	4	6	6	3	3	3
就学前計	37	29	28	26	23	23	
6歳	6	11	4	6	6	3	
7歳	8	6	12	5	7	7	
8歳	9	8	6	12	5	7	
9歳	10	9	8	6	12	5	
10歳	7	10	9	8	6	12	
11歳	10	7	10	9	8	6	
小学生計	50	51	49	46	44	40	
合 計	87	80	77	72	67	63	

※各年4月1日現在

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		64	59	60	60	58
八雲地域		60	55	56	56	55
落部地域		3	3	3	3	2
熊石地域		1	1	1	1	1
1号認定		29	27	27	27	26
八雲地域		25	23	23	23	23
落部地域		3	3	3	3	2
熊石地域		1	1	1	1	1
2号認定 (教育ニーズ)		35	32	33	33	32
八雲地域		35	32	33	33	32
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策 ②		64	64	64	64	64
八雲地域		64	64	64	64	64
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	5	4	4	6

【確保方策の考え方】

八雲地域は「八雲幼稚園」及び「認定こども園マリア幼稚園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。落部地域・熊石地域は人口減少のため新たな教育施設の整備は難しく、保育所の利用で対応しています。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		229	219	209	209	202
八雲地域		185	172	174	174	170
落部地域		30	34	24	26	23
熊石地域		14	13	11	9	9
確保方策 ②		229	229	229	229	229
八雲地域		185	185	185	185	185
落部地域		30	30	30	30	30
熊石地域		14	14	14	14	14
過不足 (②-①)		0	10	20	20	27

【確保方策の考え方】

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

① 0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	31	30	29	28	28
		23	22	21	21	20
		5	5	5	5	5
		3	3	3	3	3
	人	31	31	31	31	31
		23	23	23	23	23
		5	5	5	5	5
		3	3	3	3	3
	過不足 (②-①)	0	1	2	3	3

【確保方策の考え方】

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

② 1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	124	123	114	109	107
		99	99	86	82	80
		20	18	23	22	22
		5	5	5	5	5
	人	124	124	124	124	124
		99	99	99	99	99
		20	20	20	20	20
		5	5	5	5	5
	過不足 (②-①)	0	1	10	15	17

【確保方策の考え方】

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行うものです。

■利用者支援事業の実施箇所数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	八雲町全域	1	1	1	1	1
	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	0	0	0	0
	八雲地域	1	1	1	1	1
	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	0	0	0	0
	落部地域	0	0	0	0	0
	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0	0
	熊石地域	0	0	0	0	0
確保方策	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0	0
	八雲町全域	1	1	1	1	1
	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	0	0	0	0
	八雲地域	1	1	1	1	1
	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	0	0	0	0
	落部地域	0	0	0	0	0
	基本型・特定型	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

八雲地域は子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の機能拡充で確保するとともに、身近な場所において当事者目線の支援を今後も継続して対応します。
落部地域、熊石地域では、各支所を一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

主に3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。いじめ、不登校、虐待などの相談にも対応しています。

■地域子育て支援拠点事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人回/月	368	361	329	317	309
		340	334	300	288	280
		15	14	16	16	16
		13	13	13	13	13
		368	368	368	368	368
		0	7	39	51	59

■地域子育て支援拠点事業の実施箇所数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

八雲町子育て支援センターで子育てサロン、遊びの広場・スマイル育児教室等を開催します。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法に基づき、本町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し経済的な負担を軽減する事業です。

■妊婦健康診査実施回数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	回/年	1,260	1,190	1,162	1,134	1,106
		1,036	980	952	924	896
		168	154	154	154	154
		56	56	56	56	56
		1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
		1,036	1,036	1,036	1,036	1,036
確保方策 ②		168	168	168	168	168
		56	56	56	56	56
		0	70	98	126	154

【確保方策の考え方】

現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も妊婦一般受診券と超音波受診券交付を継続するとともに、若年者の妊娠など健康管理や思春期教育の推進に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児家庭の全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者的心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問人数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	90	85	83	81	79
		74	70	68	66	64
		12	11	11	11	11
		4	4	4	4	4
		90	90	90	90	90
		74	74	74	74	74
		12	12	12	12	12
		4	4	4	4	4
		0	5	7	9	11

【確保方策の考え方】

現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師・栄養士における指導・相談・サービス提供をしており、今後も継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業（乳幼児訪問事業）

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

■養育支援訪問人数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	96	96	96	96	96
		57	57	57	57	57
		33	33	33	33	33
		6	6	6	6	6
		96	96	96	96	96
		57	57	57	57	57
		33	33	33	33	33
		6	6	6	6	6
		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師・栄養士における指導・相談・サービス提供をしており、今後も継続していきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	5	5	5	5	5
		3	3	3	3	3
		2	2	2	2	2
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		△5	△5	△5	△5	△5

【確保方策の考え方】

アンケート調査に基づく推計では当事業に対する若干のニーズがある状況ですが、本町には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。今後も必要とする方に対し、近隣市町村の子育て短期支援事業に関する情報提供を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業で、この計画では就学後の児童を対象とした事業です。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	9	8	7	7	7
		5	5	4	4	4
		4	3	3	3	3
		4	3	2	2	2
		2	2	1	1	1
		2	1	1	1	1
		4	4	4	4	4
		3	3	3	3	3
		1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1
		0	0	0	0	0
		1	1	1	1	1
		0	0	0	0	0
		△9	△8	△7	△7	△7

【確保方策の考え方】

本町においては、託児を行っている任意の団体（八雲子育てサポート「たっち」）があり、町ではこの団体を支援しています。今後もニーズの動向を見極めながら団体への支援を継続していきます。

(8) 一時預かり事業

幼稚園や保育所等の在園児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを受け入れ、幼稚園や保育所等で保育を行う事業です。

①一時預かり（幼稚園型）

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	4,428	4,123	4,181	4,181	4,066
		4,428	4,123	4,181	4,181	4,066
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		246	229	233	233	226
		246	229	233	233	226
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		4,182	3,894	3,948	3,948	3,840
		4,182	3,894	3,948	3,948	3,840
確保方策②	人日/年	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		4,428	4,428	4,428	4,428	4,428
		4,428	4,428	4,428	4,428	4,428
		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	305	247	247	362
		0	305	247	247	362

【確保方策の考え方】

本町では「八雲幼稚園」及び「認定こども園八雲マリア幼稚園」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。

②上記以外の一時預かり（幼稚園型以外）

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	485	474	435	424	411
		428	416	383	372	361
		47	48	43	44	42
		10	10	9	8	8
		485	485	485	485	485
		428	428	428	428	428
		47	47	47	47	47
		10	10	10	10	10
		0	11	50	61	74
		0	11	50	61	74
確保方策②		0	11	50	61	74
		0	11	50	61	74
過不足(②-①)		0	11	50	61	74
		0	11	50	61	74

【確保方策の考え方】

本町では一時預かり「クルミ」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に、保育所等で保育を行う事業です。

■延長保育事業（時間外保育事業）の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		17	17	16	16	15
八雲地域		14	14	13	13	12
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		1	1	1	1	1
確保方策 ②		17	17	17	17	17
八雲地域		14	14	14	14	14
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		1	1	1	1	1
過不足 (②-①)		0	0	1	1	2

【確保方策の考え方】

町内の保育所及び認定こども園で延長保育を実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。

(10) 病児保育事業

乳幼児が発熱等の急な病気になり集団保育が困難になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。

■病児保育事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		607	583	555	545	529
八雲地域		587	562	536	526	511
落部地域		20	21	19	19	18
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△607	△583	△555	△545	△529

【確保方策の考え方】

量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズが出ていますが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる医療体制及び人材の確保も困難な状況にあります。

なお、本事業の利用意向としては、「利用したいと思わなかった」という意見が大きく上回っており、その理由は、「病気の時くらいは子どものそばにいてやりたい」、「他人にみてもらうのは不安だ」というものがほとんどであり、保護者自身で看護したいという気持ちがうかがえます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働きなどで日中保護者が留守の家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中等に専用施設などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		127	116	110	105	96
1年生		44	34	36	30	29
2年生		28	26	21	23	18
3年生		17	19	18	15	15
4年生		15	14	15	15	11
5年生		11	11	9	12	11
6年生		12	12	11	10	12
八雲地域		110	102	95	88	83
1年生		38	32	31	26	26
2年生		25	22	19	19	15
3年生		15	17	15	13	13
4年生		13	12	13	12	10
5年生		9	9	8	10	9
6年生		10	10	9	8	10
落部地域		8	6	7	8	6
1年生		2	1	3	2	2
2年生		2	1	1	2	1
3年生		1	1	1	1	1
4年生		1	1	1	1	0
5年生		1	1	0	1	1
6年生		1	1	1	1	1
熊石地域		9	8	8	9	7
1年生		4	1	2	2	1
2年生		1	3	1	2	2
3年生		1	1	2	1	1
4年生		1	1	1	2	1
5年生		1	1	1	1	1
6年生		1	1	1	1	1
確保方策 ②		130	130	130	130	130
過不足 (②-①)		3	14	20	25	34

【確保方策の考え方】

八雲地域では「わんぱくクラブ」「どんぐりクラブ」「さかえっ子クラブ」の3箇所で実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

落部地域と熊石地域は、指導者の確保や児童数の減少により放課後児童健全育成事業としての実施は厳しい状況にあり、現在、子どもの居場所づくりとして「落部レクリエーションセンター」「ふれあい交流センターくまいし館」の一般開放を行っています。

今後は、一般開放だけではなく、放課後子ども対策事業として、町内会等の団体との連携や特技や経験豊富な高齢者の協力を得ながら、子どもを対象とした各種教室（行事・プログラム）の開催を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

給付認定された保護者のうち、その保護者の世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、本町が定める基準に該当する子どもが、特定教育・保育（幼稚園・保育所・認定子ども園・地域型保育事業）等を受けた場合、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加費用などについて、本町の基準に基づいて助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後とも実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿の拡大や新制度の円滑な実施のために、多様な事業者の力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進する事業です。

小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育などの事業参入の相談支援を行います。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組が進められています。

本町の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設数は充足されている状況にあるため、当面は現状のまま維持してきますが、より一層のニーズと施設の意向があれば、国及び道の財政支援メニューを活用しながら支援していきます。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

私立幼稚園、私立保育所、私立認定こども園に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事の育成に努めます。

(3) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、及び認定こども園が、小学校等と連携し、小学校教育への接続が円滑に行われるよう支援します。

7. 妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援

すべての子どもが心身ともに健やかに成長するためには、妊娠・出産期から乳幼児期、青年期に至るまで、成長に合わせた継続的で適切な子育て支援が必要です。

これまでも、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、成長に合わせた子育て支援の取組を推進してきましたが、子育てをめぐる環境は変化しており多様化するニーズに対応していく必要があります。

今後も母子保健分野と子育て支援分野が連携し、きめ細やかな相談支援に努めるとともに、継続的、包括的に状況を把握し、切れ目のない支援ができるよう子育て世代包括支援センター機能を推進していきます。

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1. 地域における子育ての支援

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、子育ての第一義的な責任は保護者や家庭にあることを前提に、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化などを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図る必要があります。

本町では、第5章に掲げた子ども・子育て支援事業計画をもとに、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、地域における子育てのネットワークづくりや子どもの健全育成に資する取組を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
子育て情報の発信	町等のホームページやSNSの利用を進めるとともに、広報紙、子育てガイドブック等の充実を図ります。	住民生活課
自主組織の活動支援	八雲子育てサポート「たっち」やスポーツ少年団等の町民による自主組織の活動を促進します。	住民生活課 教育委員会
各種研修や自主的な教育研究等の推進 (特別支援連携協議会)	幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、行政関係機関等で構成し、異業種研修会の実施やお便りを発行し、支援の連携と共通理解、情報の交換を図ります。	教育委員会
子育てに関する学習機会の提供	子育て中の父母や子どもに関わる方を対象に子育てに関する講演会などを開催します。	教育委員会
利用者支援事業	八雲地域の子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）を機能拡充し、利用者支援事業を実施します。利用者支援事業では、身近な場所において当事者目線の支援を行います。	住民生活課
放課後の居場所づくり	八雲地域では、子どもわくわく教室や放課後児童クラブを開設しており、令和元年度から子どもの居場所づくりとして、落部地区で「落部レクリエーションセンター」、熊石地区で「ふれあい交流センターくまいし館」の一般開放を実施しています。 令和2年度から「ふれあい交流センターくまいし館」では、放課後子ども対策事業として、見守りスタッフを配置し、より安全面に配慮した居場所づくりを推進するとともに町内会等の団体との連携、特技や経験豊富な高齢者の協力を得ながら、子どもを対象とした各種教室（行事・プログラム）を検討していきます。 「落部レクリエーションセンター」においても、今後は、一般開放するだけではなく、子どもを対象とした各種教室（行事・プログラム）を、町内会等の団体との連携や特技や経験豊富な高齢者の協力を活用した取組を推進します。	住民生活課 住民サービス課 落部支所 教育委員会

主な取組	取組の内容	担当課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	子育て支援として、子育てサロン、遊びの広場・スマイル育児教室、なかよし広場、センターの広場、子育てボランティア、サークルの育成等を実施します。また、地域の関係機関と連携し、地域に出向いた子育て支援も実施します。不登校支援では、訪問、親の会「ホッとサロン」を実施します。また、ひきこもりや虐待などの相談にも対応しています。	住民生活課

2. 経済的支援の充実

子育てにおける経済的な負担の軽減を図るため、各種助成制度や費用補助など様々な経済的な支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
学校給食費無償化事業	平成30年4月より児童生徒の学校給食費を無償化しています。（小学校児童年間46,800円、中学校生徒年間55,200円がそれぞれ無料）	教育委員会
就学援助制度	小中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、生活保護者に準ずる程度に生活が困窮する保護者へ学用品や通学用品に係る費用の一部を援助しています。	教育委員会
子ども医療費助成制度	令和元年8月診療分より、18歳年度末までの入院、通院、調剤、訪問看護、補装具等の費用（ただし、入院時の食事代及び訪問看護基本利用料を除く）で保険適用分を無償化しています。	住民生活課
幼稚園、認可保育所、認定こども園の利用者負担金軽減事業	令和元年10月から、幼児教育・保育無償化が実施されておりますが、無償化の対象とならない0～2歳の課税世帯における保育所等の利用者負担金を、国基準額から30%軽減しています。また北海道の「多子軽減事業」を活用し、認可保育所を利用する多子世帯の0～2歳児の利用者負担金を無償化しています。（所得制限あり）	住民生活課
空家対策事業	平成30年度から、空き家の有効活用や子育て世帯の街なか居住を推進するため、子育て世代が自ら所有している空き家を改修し、居住する場合、改修費の一部を補助しています。（補助率・金額…工事に要する費用の2分の1以内の額で、限度額500万円）	建設課

3. 母子の健康の確保と増進

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが心豊かで健康に成長するためには、妊娠期から切れ目ない支援体制の構築と充実が大切です。

本町では、保健・医療・福祉・教育などの分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出に基づいて母子健康手帳を交付します。保健師が妊婦と面接し、妊娠中からの健康管理や適切な食生活、育児などに関する情報提供や保健指導を行います。	保健福祉課 住民サービス課
妊婦健康診査助成事業 妊婦超音波検査助成事業	母子保健法に基づき、八雲町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる助成を行います。	保健福祉課 住民サービス課
妊婦外来医療費助成制度	八雲町に住所がある妊婦が、妊娠に伴う病気の検査・治療等、健康保険の適応になる診療を受けた場合の医療費を助成します（八雲総合病院産婦人科外来のみ適応）。	保健福祉課 住民サービス課
妊産婦健康相談	妊産婦の心身の健康や子育ての悩みや不安等に対し、保健師による面接や電話での相談、指導を行います。	保健福祉課 住民サービス課
母親学級	シルバープラザでは、妊婦とその家族が、妊娠中の過ごし方や赤ちゃんのお風呂の入れ方を学ぶ場を提供します。また、八雲総合病院では、出産準備について学ぶ場を提供します。	保健福祉課 八雲総合病院
おめでとうコール	出産後1か月頃に、保健師がお電話します。	保健福祉課 住民サービス課
赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行います。	保健福祉課 住民サービス課
乳幼児訪問事業	乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行います。	保健福祉課 住民サービス課
ほっとママの会	産後うつ予防を目的として、レクリエーション等により母同士の交流を行います。	保健福祉課
離乳食教室	不安や心配なく離乳食づくりに取り組むことができるよう、講話と実習を行います。	保健福祉課 住民サービス課
子育て相談	育児や子育て、お子さんの発育・発達に関する相談等をお受けします。	保健福祉課 住民サービス課
乳幼児相談	6・9か月、1歳児、2歳児（熊石のみ）、その他乳幼児を対象に、身体計測、育児・栄養相談を行います。また、幼児に対して歯科診察・相談やフッ素塗布を行います。	保健福祉課 住民サービス課

主な取組	取組の内容	担当課
乳幼児健診	3か月、1歳6か月、3歳児を対象に小児科医の診察や歯科診察、身体計測、育児・栄養・歯科相談を行います。また健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	保健福祉課 住民サービス課
5歳児健診	就学後も子どもたちが安心して、適切な環境で過ごせるよう、小児科医の診察や歯科診察、身体計測、育児・栄養・歯科相談、のびのび発達相談、入学準備相談を行います	保健福祉課 住民サービス課
股関節脱臼検査	八雲総合病院整形外科でレントゲン撮影・医師診察を行います。	保健福祉課 住民サービス課
歯科検診・フッ素塗布	歯科検診、フッ素塗布、歯磨き指導を行います	保健福祉課
虫歯予防教室	年長児を対象にブラッシング指導と虫歯予防の食生活（含間食）の指導を行います。	保健福祉課 住民サービス課
フッ化物洗口	歯の健康を守るため、小学校にてフッ化物洗口を行います。	教育委員会
食育料理教室	家庭で食事づくりを担う方々を対象に、子どもたちがバランスの取れた健康的な食生活を送ることができ、また、肥満や虫歯予防を意識した食習慣の知識を身に付けることを目的に調理実習を行います。	保健福祉課
春休み子ども料理教室	主食・主菜・副菜の食事バランスについての知識の普及を行い、料理の楽しさを体験できる調理実習を行います。	保健福祉課
秋休み子どもおやつ作り教室	肥満や虫歯予防のために、間食の摂り方についての知識の普及を行い、料理の楽しさを体験できる調理実習を行います。	保健福祉課

4. 仕事と子育ての両立支援等

仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の推進とその基盤となる子育て支援の充実を図ります。

また、家庭や子どもを取り巻く状況が大きく変化している昨今、ニーズの有無にかかわらず、スムーズに職場復帰できるよう情報提供を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
利用者支援事業（再掲）	八雲地域の子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）を機能拡充し、利用者支援事業を実施します。利用者支援事業では、身近な場所において当事者目線の支援を行います。	住民生活課
育児休業等の情報提供	産前産後の休暇制度や育児休業制度、ワーク・ライフ・バランスの推進などに係る情報の共有化と連携の充実を図ります。	住民生活課 商工観光労政課

主な取組	取組の内容	担当課
父親の子育て参加の促進	出産に関する知識の習得や沐浴の実技を通して、妊娠期から出産・育児に対する意識が高まるよう支援します。	保健福祉課
交流事業の推進	異年齢や多世代交流事業を推進します。	住民生活課 保健福祉課 教育委員会
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	住民生活課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、育児・介護休業法等の周知を図ります。	住民生活課

5. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。虐待防止や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発を図るとともに、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的支援に努め、児童福祉関係者のみならず医療、保健、保育所、幼稚園、学校、警察等、地域における関係機関との連携について一層の強化を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
要保護児童対策連絡協議会の推進	法で定める要保護児童対策調整機関担当者を配置し、児童虐待に関する情報交換と連携、支援内容の協議等を行い、要保護児童、要支援児童やその家族、特定妊婦への適切な保護・支援を行います。	住民生活課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置 (子ども家庭総合支援拠点)	相談窓口として児童虐待の一元的な窓口を設置し、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行います。	住民生活課
児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応等	母子保健活動等や「おやおや？安心サポートシステム」により予防や早期発見を進め、様々な分野と連携して早期の虐待予防を推進します。	住民生活課
社会的養護施策との連携	国や道の社会的養護施策（里親委託推進等）との連携を図ります。	住民生活課
虐待予防・発見に関する広報・啓発	虐待予防、発見をより効果的に行うため地域住民への広報活動を行います。	住民生活課
医療機関との連携	医療機関と連携し、虐待の発見に努めます。	住民生活課
児童の保護	児童相談所、警察と連携し、子どもの生命安全の確保のため、立ち入り調査や一時保護等の措置を迅速かつ確実に行っていきます。	住民生活課
DV相談（配偶者等からの暴力等）	子育てをはじめ家庭内の悩み、DVなど様々な相談に対し、助言、支援を行います。また、子どもの前で行われるDV（面前DV）について、子どもの心理的な面についてのケア、支援に努めます。	住民生活課

6. 子どもの権利を守るための支援

子どもには生まれてきた時にすでに持っている「権利」があります。その権利を守るために、「子どもの権利条約」が定められ、日本でも平成6年にこの条約が批准されました。この条約では「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることが定められています。そして「子どもにとって一番いいことは何か?」ということを考えなければならない」と唱ってあります。

子どもたちが人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情を持って育てられ、一人ひとりの子どもたちが健やかな成長を保障するために、子どもの権利条約の精神に学ばなければなりません。子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに楽しみ学びあいながら心豊かな地域社会を築けるよう、普及・啓発を進める必要があります。

主な取組	取組の内容	担当課
子どもの権利を守る意識の向上	子どもの権利条約のPRなど、様々な機会に子どもの人権を守る意識の向上に努めます。	住民生活課
相談機関等の子どもへの周知(パンフレット等)	民間団体を含めた子どもに關わる各種相談窓口のパンフレット等を、学校等への配布に努めます。	住民生活課
関係機関・団体との連携	児童相談所、法務局等の関係機関と連携し、人権侵害を受けている子どもの救済を図ります。 子どもたちが自由に発想し、子どもたちが社会の一員として、自らの権利を主張できる活動を学校等との連携、協力のもと積極的に推進していきます。	住民生活課 教育委員会

7. ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親の子どもの健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と子育て・生活の安定、自立の支援についての事業を推進するとともに、相談や情報提供の充実を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
相談支援の充実	相談・指導を実施している機関の周知を行うとともに、相談窓口や電話・メールでの相談対応の充実を図ります。	住民生活課
ひとり親家庭等医療費の助成	母子、父子のひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行います。	住民生活課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	住民生活課 (北海道)
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため教育訓練講座等の受講者に給付金を交付します。	住民生活課 (北海道)
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での修業者に給付金を交付します。	住民生活課 (北海道)
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親や児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、支払った受講費用の一部を支給します。	住民生活課 (北海道)

8. 障がい児とその保護者への支援

乳幼児の健康診査などを通じ、障がいの早期発見を図るとともに、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携により、一人ひとりの子どもに応じた適切できめ細やかな相談・支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
療育の利用促進	子ども発達支援センターによる健診時対応充実と療育の充実を図ります。また、電話・メールでの相談対応の充実を図ります。	住民生活課
専門支援事業（いたずらっ子）の利用促進	専門職の巡回による療育支援を行います。また、専門支援事業のPRにより町民への周知を図ります。	住民生活課
巡回児童相談の充実	児童相談所が行う相談・指導・心理診断等との連携を図ります。巡回児童相談のPRにより周知を図るとともに利用勧奨を行います。	住民生活課
発達障がい児等の相談支援	各種健診等を通じて、医師や関係機関との連携による経過観察、発達健診を行い、必要に応じて相談を行います。	住民生活課
養育医療給付	未熟児養育医療について、医療費の自己負担を軽減します。	住民生活課
自立支援医療制度	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、育成医療や精神通院医療があります。	保健福祉課
重度心身障害児医療費助成	重度心身障がいの方が病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。	住民生活課
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護している方を対象に手当を支給します。	住民生活課（北海道）
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給します。	保健福祉課（北海道）
補装具費の支給	補装具の購入または修理が必要と認められたときは、その費用を補装具費として利用者へ支給します。	保健福祉課
「育ちと学びの応援ファイル カラフル」の活用の促進	「育ちと学びの応援ファイル カラフル」（療育カルテ）を推進し、一人ひとりに応じたより良い支援に繋げていきます。	住民生活課
特別な支援が必要な子どもの受入推進	教育・保育施設等及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進し財政的支援を行うとともに、受け入れにあたって子ども発達支援センター等の連携を図ります。	住民生活課
障害児通所支援	児童福祉法に基づき支給されるサービスで、主に未就学児を対象にした「児童発達支援」、学籍のある児童を対象にした「放課後等デイサービス」などがあります。	保健福祉課

主な取組	取組の内容	担当課
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき支給されるサービスで、介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があり、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）、就労継続支援（B型）などがあります。	保健福祉課
地域生活支援事業	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村を中心として実施される事業です。移動支援事業、重度障がい児通学費助成事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援などがあります。	保健福祉課
特別支援教育就学奨励費	八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯へ経済的負担と軽減するため、学用品購入費などの就学に要する費用の一部を助成する制度です。	教育委員会
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病医療の給付を受けている在宅の児童等を対象に、身体の状態に応じて、日常生活用具を給付します。	住民生活課

9. 子どもの交通安全を確保するための活動推進

交通安全推進員・交通安全指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、関係機関・団体と連携した街頭啓発等を行い、交通安全意識の一層の向上を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
歩行者保護意識の醸成を図る広報啓発活動	交通指導車による広報を行います。	総務課 地域振興課
交通安全教室の開催	保育所や小学校などにおいて、交通ルールを身に付けるための交通安全教室を実施します。	総務課 地域振興課
通学路の安全点検と保護・誘導活動	登下校時の安全確保のため関係機関・団体による通学路の安全確保と保護・誘導活動を推進します。	総務課 地域振興課
新入学（園）児の交通事故防止	通学路等における街頭啓発や安全指導、安全教育を実施します。	総務課 地域振興課
シートベルト・チャイルドシートの安全利用の普及活動	熊石地域において年4回、交通安全運動期間中に国道を走行する車に対してシートベルト着用率調査を実施します。	地域振興課
登下校時の安全確保	八雲小学校登下校における自家用車送迎に關し小学校・PTAと協同によるルールづくりと周知を行います。	総務課

第7章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を促進するとともに、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援にかかわる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、町外に対しても情報発信に努めます。

2. 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価と見直し

この計画を実効性のあるものとするため、「八雲町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、毎年度、見直しを行います。

また、この計画の期間は5年（令和2～6年度）ですが、中間年に計画の中間見直しを行います。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

参考資料

八雲町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八雲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。